

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

浅野 敦行

現在の学校教育の成果の例

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育んできた
それを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務（平成28年度の教員勤務実態調査）
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落 [12.5倍（平成12年度）→3.5倍（平成29年度）]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育
の現状及び課題を踏まえ、

これからの初等中等教育の
在り方について総合的に検討

新学習指導要領
の実施

学校における働き方改革

中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方

3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方

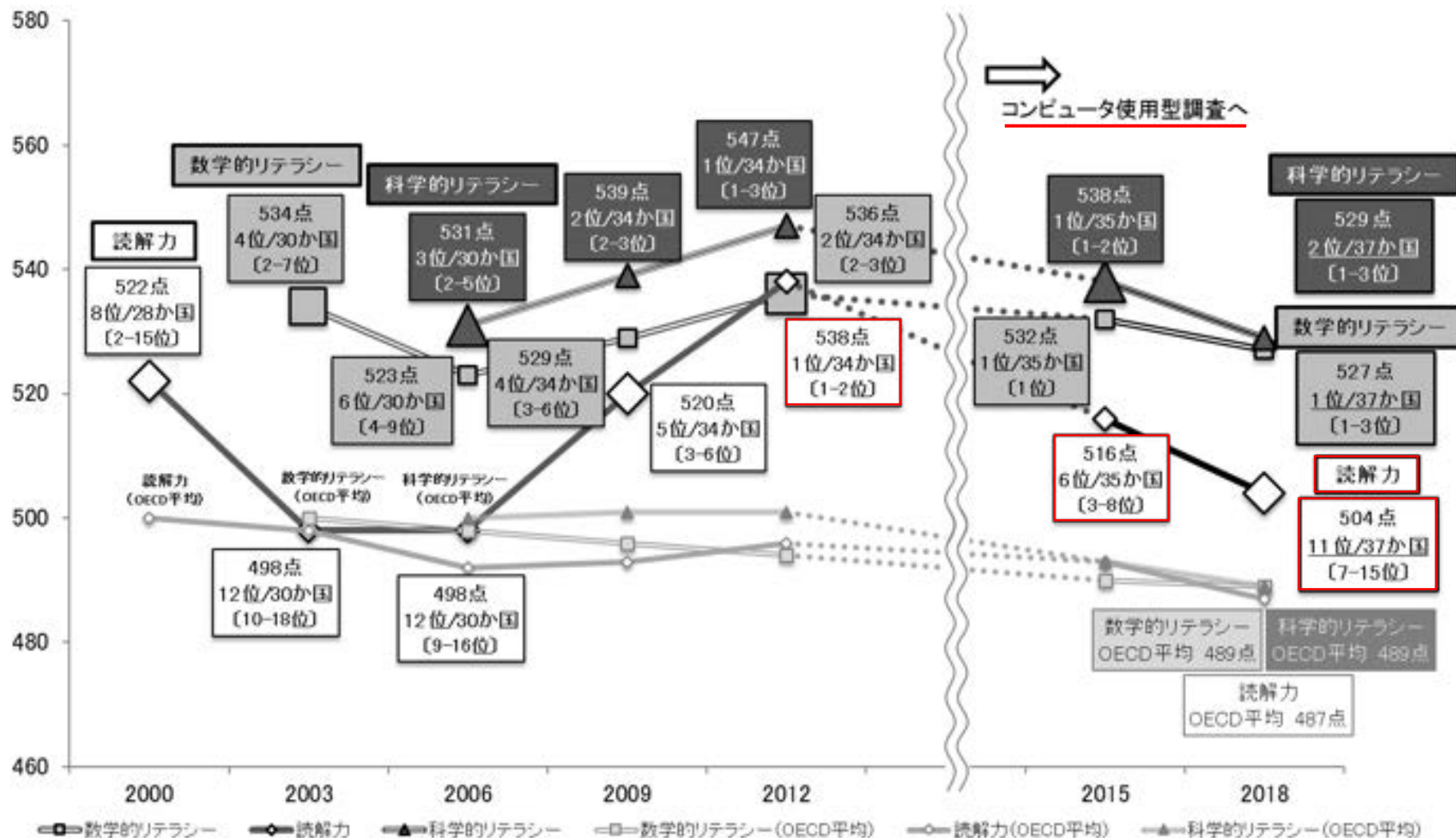
4. これからの時代に合った教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間で学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

I C T活用の遅れ ・ ・ ・ ・

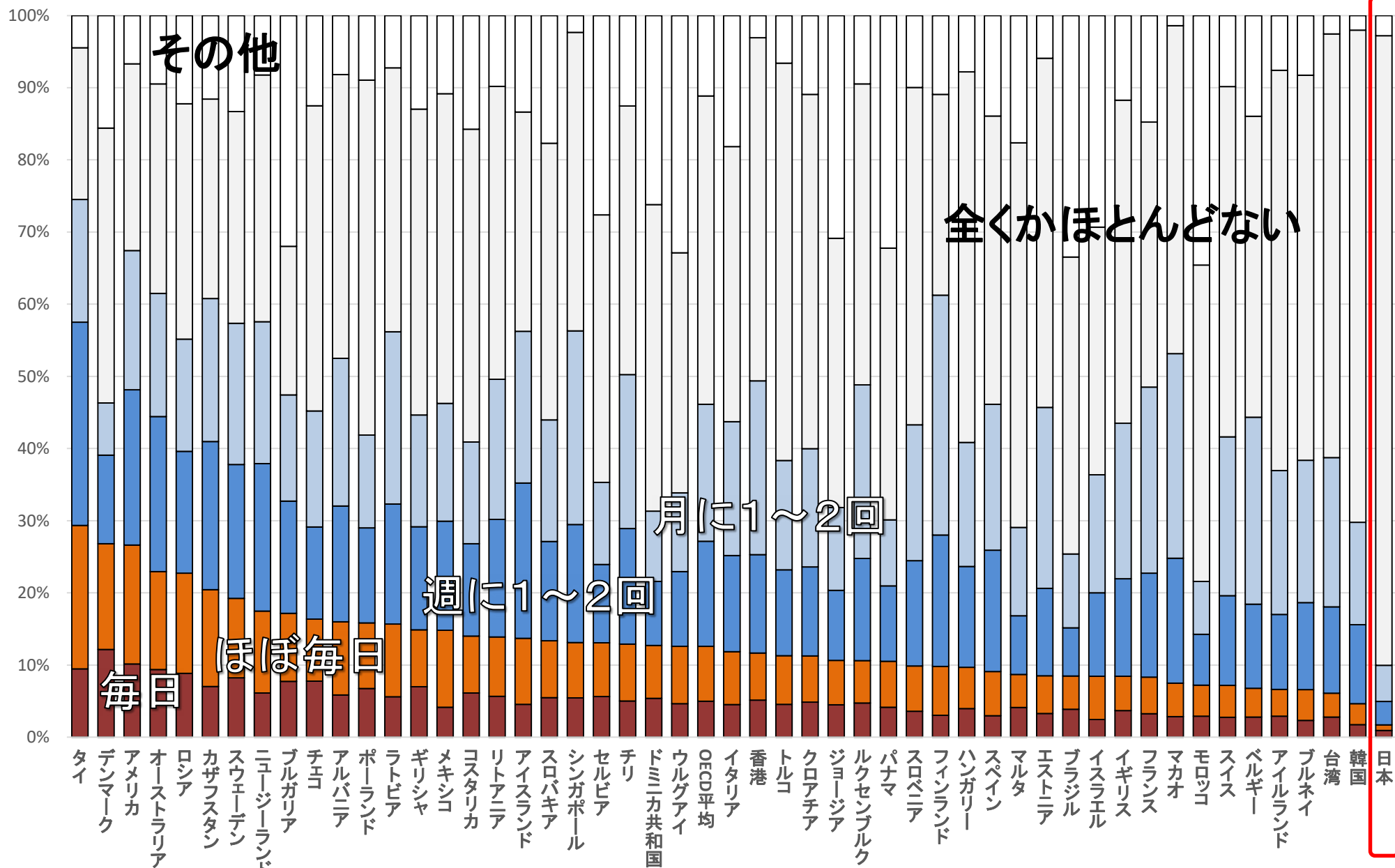
OECD生徒の学習到達度調査（PISA2018）

- ✓ 科学的リテラシー、数学的リテラシーは、引き続き世界トップレベル。
 - ✓ 読解力は、高得点のグループに位置するが、前回より平均得点・順位が有意に低下。
- ⇒ コンピュータ画面上での長文読解の慣れなどの要因が複合的に影響した可能性。



PISA2018「ICT活用調査」

学校での使用頻度：ほかの生徒と共同作業をするために、コンピュータを使う



学校のICT環境整備に係る地方財政措置

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

目標としている水準と財政措置額

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**
- 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**
各普通教室**1**台、特別教室用として**6**台
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- 超高速インターネット及び無線LAN **100%整備**
- 統合型校務支援システム **100%整備**
- ICT支援員 **4校に1人配置**

・1日1コマ分程度、
児童生徒が1人1
台環境で学習でき
る環境の実現



- 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

(※) ワードソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア

標準的な1校当たりの財政措置額

都道府県

高等学校費 **434** 万円 (生徒642人程度)

特別支援学校費 **573** 万円 (35学級)

市町村

小学校費 **622** 万円 (18学級)

中学校費 **595** 万円 (15学級)

※上記は平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額(単年度)を試算したものです。各自治体における実際の算定に当たっては、様々な補正があります。

臨時休業期間中における学校が課した家庭における学習の内容

(令和2年6月23日時点)

【設置者数】

	小学校	中学校	義務教育 学校	高等 学校	中等教育 学校	特別支援 学校	設置者 単位	(参考) 4月16日 時点
教科書や 紙の教材の活用	1,715	1,742	87	153	20	105	1,794	1,213
	100%	100%	100%	99%	100%	95%	100%	100%
テレビ放送の活用	608	586	41	48	10	39	688	288
	35%	34%	47%	31%	50%	35%	38%	24%
教育委員会等が作 成した学習動画の 活用	385	407	34	46	10	47	467	118
	22%	23%	39%	30%	50%	43%	26%	10%
上記以外の デジタル教材	591	627	46	79	15	47	721	353
	34%	36%	53%	51%	75%	43%	40%	29%
同時双方向型 オンライン指導	138	173	15	72	14	44	270	60
	8%	10%	17%	47%	70%	40%	15%	5%
家庭でも安全に できる運動	1,076	1,047	58	84	15	78	1,180	-
	63%	60%	67%	55%	75%	71%	66%	-
その他	30	22	2	2	0	11	49	145
	2%	1%	2%	1%	0%	10%	3%	12%

1. 公益社団法人日本PTA全国協議会

I C T基盤は教師を支援するためのツールであるにもかかわらず、**遠隔授業において受信側の教室に教師がいることを規制として捉え、教師が不要という指摘があることは、正に手段が目的化しているものと考えます。**保護者としては、多様な子供たちへのきめ細かな指導や合理的配慮、安心・安全の観点からも学校や教室に教師がいいることは考えられません。

また、災害などの非常時や、不登校、病気療養児に対する指導として遠隔・オンラインを活用することは必要なことと考えます。しかしながら、平常時において、学校外の自宅などにおける子供たちの学習を支援できる体制は家庭によって異なることから、家庭学習を学校の授業に代替することは、子供たちの学びを保障し、充実することにつながらないと考えます。

また、保護者が自宅などにおける子供たちの学習を支援するには、現状の社会的背景からは限界があり、保護者の就労にも大きな影響を与えることを危惧します。

2. 日本私立中学高等学校連合会

○すなわち、I C Tの進展を踏まえた同時双方向の遠隔教育を最大限活用することは大事だが、それをもってして、**受信側に子供の学び・健康を保障するための体制がないと導くことは学校現場の社会的意義の自己否定となる。**さらには、基本的に通学がなくともオンラインでの家庭学習のみをもって人格形成が図られるということも考えられず、現に、コロナ期において学校に通学したかったという子供の声とその証拠でもある。

○初等中等教育におけるI C Tは昭和の時代の文房具と同様であり、必要不可欠であるが、文房具をもってして子供が自発的に学習を完結できるものではない。教師のコーチング機能、ファシリテイト機能がより一層重要となることに留意し、令和の時代のI C Tを活用した学びの在り方を構築しなければならない。

3. 全国市町村教育委員会連合会

学校は、対面・集団での学びを通じて、思考力・判断力・表現力や学びに向かう力・人間性等を育む場であり、教師と子供、子供達同士の関わりが重要となる。そのため、学校における学びを、遠隔・オンライン指導を活用した家庭における学びに代替できるものではない。特に義務教育段階では、家庭環境の影響を大きく受けることから、遠隔・オンライン指導のみでは学びの格差が広がる懸念がある。そのため、学校で学ぶことの重要性は不易であるものの、その学校の学びに遠隔・オンラインによる指導などICTを如何にして活用していくかということが重要と考える。

4. 全国連合小学校長会

教師が一人一人の子どもの健康状態から心の変化まで把握し、寄り添いながら共に生活することで子どもたちは安心して学校生活を送ることができます。今後、遠隔授業は進めていくべきものと考えますが、**教室に教師がおらず子どもたちだけで授業を受けることを推進するような動きは、家庭環境による影響が強くなるばかりでなく、学校教育そのものを否定するものあり、看過できるものではありません。**学校は単なる知識伝達ではなく、思考力・判断力・表現力や学びに向かう力を育む場です。特に、生きる力となる非認知能力は、人との関わりの中でしか育むことはできません。学習の個別化や個性化は協働的な学びとの往還によって初めて意味をなすものであることを強調し、改めて学校教育の基本である集団で学ぶ意味や意義について言及されることを強く希望します。

5. 全日本中学校長会

G I G Aスクール構想の実現に伴いI C Tの活用が急速に進み、全ての学校はそれを積極的に活用するようになります。しかし、どんなに技術が進歩・進化しようと、I C T機器は教材・教具の一つであり、子供たちに思考力・判断力・表現力や学びに向かう力・人間性を育むためには、I C Tを効果的に活用する力を教師が身に付けていることが何より重要であるとともに、**教師の指導に基づく対面・集団での学びが欠かせないものである**ことは揺るがぬことです。このことは、遠隔授業を進めるに当たっても変わるものではなく、**つまづきへの支援や取組状況の見とり等学習指導上の観点からはもちろん、安全管理上の観点からも受信側の教室に教師の存在は欠かせません。**このことを答申を貫く理念としてより明確にしたいと思えます。

6. 全国高等学校長協会

○I C Tの活用・充実と同時並行で学校における直接・協働の学びを充実させること（ハイブリッド型教育）で、今まで以上に豊かな学びを実現することが新しい時代の初等中等教育である。

○知識の伝授は小中高校教育の必要条件であるが十分条件でなく、同時双方向オンラインの学習をもって学校の授業の全ては代替できるものでない。

○遠隔授業を行う際には**配信側・受信側双方の教室で生徒の様子・体調や理解度等を適切に確認・判断しながら指導できる体制を整備することが、保護者から生徒を預かる学校として当然必要である。**

新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休業期間中における 同時双方向型のオンライン指導に関する成果と課題について

新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休業期間中にて、先進的に同時双方向型のオンライン指導を活用した設置者等における成果と課題を整理。成果としては子供たちの学びの保障や、教師・児童生徒間のつながりの確保などがあり、課題としては画面を通じた児童生徒の状況の把握や集団での活動が困難などが挙げられた。

義務教育段階

【成果】

- ・対面が実現できない中での最低限の教師と子供たちとの信頼関係づくり
- ・特に習得型の学びに対しての非常時の備え（学びを止めない）
- ・不登校傾向の子供たちが周囲の児童生徒を気にせず授業に参加しやすい

【課題】

- ・学習者の緊張感の維持や学習状況の把握が難しく、教師、学習者の双方が「やったつもり」になる危険性
- ・不適切な使用をしている生徒の発見や指導が困難な場合もあった
- ・学習者の意欲や家庭環境等が及ぼす影響が増加

高等学校段階

【成果】

- ・オンラインH Rを実施し、臨時休業中の生徒の不安や悩み等を確認できた
- ・多様な大人（卒業生、教師の知人等）との進路面談を行い、幅広い進路観や人生観を聞くことができた
- ・普段自分の考えを発表しにくい生徒も自分の意見を発表しやすくなる

【課題】

- ・通常時の対面指導に比べ、協働的な学習にスムーズに移れない
- ・生徒の個々の主体性や行動特性により、学習の成果が大きく異なると感じた
- ・生徒の手元が確認できず、理解度の把握の面で課題があった

いざG I G Aスクール構想へ・・・

GIGAスクール構想の実現とは

Society 5.0時代を生きる全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、児童生徒の「1人1台端末」等のICT環境を整備

- 令和元年度から令和5年度までの計画として、令和元年度補正予算において、学校における児童生徒「1人1台端末」と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための予算（2,318億円）を計上。
- 令和2年度第1次補正予算において、「1人1台端末」整備の前倒しや、家庭でも繋がる通信環境の整備など、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境の整備に必要な予算（2,292億円）を計上。

➡ 上記に加え、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）」を踏まえ、令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算案へ「GIGAスクール構想の拡充」等、ICT環境の整備や、活用に必要な経費を計上。
これらを通じて、GIGAスクール構想の実現をさらに加速。

目指すべき教育改革の方向性とGIGAスクール構想について

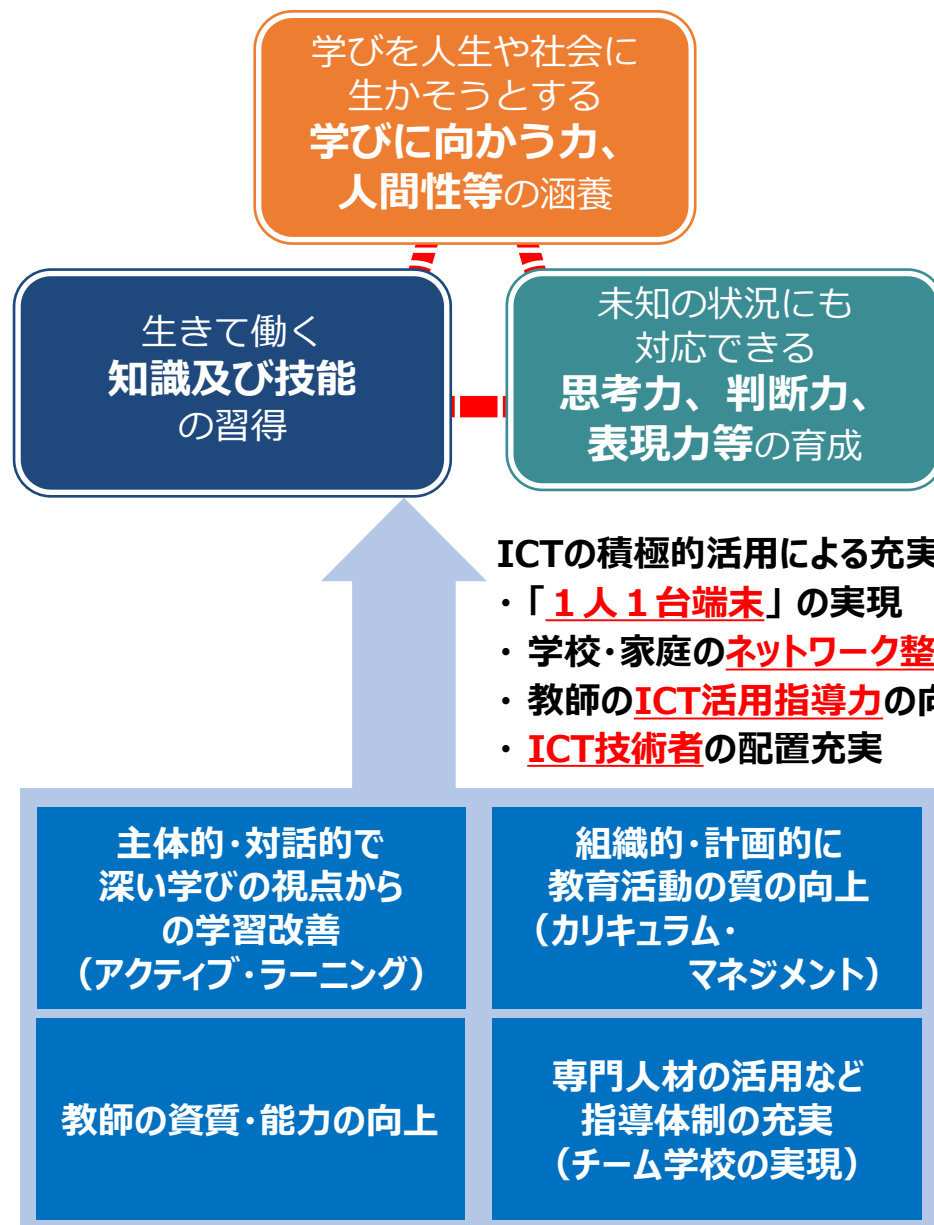
学校教育（学習指導要領等）を通じて育てたい姿、資質・能力

- ✓ 変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが必要。
- ✓ 子供や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成。

目指すべき教育改革の方向性

- ✓ GIGAスクール構想の推進により、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現。
- ✓ 今年度から始まる新学習指導要領を着実に実施するとともに、教育課程や教員免許、教職員配置の一体的な制度の見直しや、教師のICT活用指導力の向上、情報教育の充実など、ハード・ソフト両面からの教育改革。

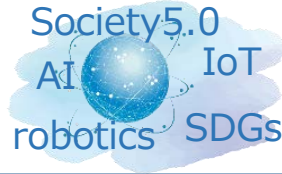
<資質・能力の三つの柱>



新学習指導要領とGIGAスクール構想の関係

2030年の社会と子供たちの未来（平成28年12月中央教育審議会答申から抜粋）

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難に



社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代

変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものに

平成29年、30年、31年学習指導要領

前文 これからの学校には、（略）一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

育成を目指す資質・能力の三つの柱

学びに向かう力、人間性等

資質・能力の育成



・各教科等で育成を目指す資質・能力の育成
・言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成等

知識及び技能

思考力、判断力、表現力等

授業改善

学習指導要領 総則
第3 教育課程の実施と学習評価

主体的・対話的で深い学び

一体的に充実

学習指導要領 総則
第4 児童（生徒）発達の支援

個別最適な学び（教師視点では「個に応じた指導」）、協働的な学び

主体的・対話的で深い学び、個別最適な学び及び協働的な学びに生かす

GIGA※スクール構想（1人1台端末・高速ネットワーク）（カリキュラム・マネジメントにおける物的な体制整備に位置付けられる。）

教育・学習におけるICT活用の特性・強みを生かし、新学習指導要領の趣旨を実現するため重要な役割を果たす。

※Global and Innovation Gateway for Allの略

中教審答申では・・

日本の学校教育はこれまで、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるができる居場所としての福祉的な役割も担ってきた。この役割の重要性は今後も変わることはない。これまで、日本型学校教育が果たしてきた役割を継承しつつ、学校における働き方改革や GIGA スクール構想を強力に推進するとともに、新学習指導要領を着実に実施し、学校教育を社会に開かれたものとしていくこと、また、文部科学省をはじめとする関係府省及び教育委員会、首長部局、教職員、さらには家庭、地域等を含め、学校教育を支える全ての関係者が、それぞれの役割を果たし、互いにしっかりと連携することで、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた必要な改革を果敢に進めていくことを期待するものである。(答申p2)

①新学習指導要領、②働き方改革、③GIGAスクール

中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(答申)のポイント

～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ 【令和3年1月26日 中央教育審議会】

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「**個別最適な学び**」と「**協働的な学び**」を**一体的に充実**し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

① **個別最適な学び**（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

② **協働的な学び**

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出す

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「**二項対立**」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく

各学校段階における全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けた取組等について

【幼児教育における学び】

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により、質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

【義務教育における学び】

- 先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成、一人一人の興味・関心等に応じ意欲を高めやむを得ないことを深められる学びの提供
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合い、多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ、地域の構成員や主権者の一人としての意識を育成
- 心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力(健康リテラシー)の育成や、生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

【高等学校教育における学び】

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体、企業、高等教育機関、国際機関、NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや、STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

【特別支援教育における学び】

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子どもとない子どもが可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

子供の学びや教職員を支える取組

➤ 幼児教育を推進するための体制の構築

- 地方公共団体における幼児教育センターの設置や、幼児教育アドバイザーの育成・配置等による幼児教育推進体制の構築
- 新型コロナウイルス感染症への対応をとりつつ、子供の健やかな育ちを守り支えていくための保健・福祉等の専門職や関係機関とスムーズに連携できる幼児教育推進体制の整備

➤ 教育環境の整備

- 教職員の事務負担の軽減を図るため、幼児教育施設における業務のICT化の推進
- 空調設備改修等による衛生環境の改善等の感染防止に向けた取組の推進

➤ 小学校高学年からの教科担任制の導入(令和4年度を目標)

- 9年間を見通した指導体制の構築、専門性の高い教師によるきめ細かな指導の充実、教師の負担軽減等
- 新たに専科指導の対象とすべき教科(例えば外国語・理科・算数)や学校規模・地理的条件に応じた効果的な指導体制の在り方の検討
- 中学校免許保有者が、小学校で専科教員として勤務した経験を踏まえて小学校免許を取得できるよう制度を弾力化

➤ 補充的・発展的な学習指導

- 補充的な学習や発展的な学習を取り入れ、必要に応じて異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導

➤ 標準授業時数の弾力化(カリキュラム・マネジメントの充実)

- 各学校が持っている裁量を明確化するとともに、総枠としての授業時数は引き続き確保しつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける

➤ 学習履歴(スタディ・ログ)など教育データの活用

- 教育データ利活用の基盤となるデータ標準化等の取組を加速しつつ、ICTを活用したPDCAサイクルの改善によりきめ細かい指導を充実

➤ 新時代の学びを支える環境整備

- 1人1台端末等に適合した教室環境や衛生環境の整備
- 少人数によるきめ細かな指導体制、必要な施設・設備の計画的整備

➤ スクール・ミッションの再定義、スクール・ポリシーの策定

- 各設置者は、各学校の存在意義や社会的役割等を明確化する形で再定義、目指すべき学校像を明確化
- 各学校は「入口」から「出口」までの教育活動の方針(スクール・ポリシー)を策定・公表

➤ 「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化(普通科改革)

- 学際的な学びに重点的に取り組む学科や、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等を、各設置者の判断によって設置可能とする措置を実施

➤ 地域産業界を支える革新的職業人材育成(専門学科改革)

- 地域の産官学が一体となって将来の地域産業界の在り方を検討、専門高校段階での人材育成の在り方を整理し、教育課程を開発・実践

➤ 高等学校通信教育の質保証

- 通信教育実施計画の作成、面接指導等実施施設の実施環境の基準や少人数による面接指導を基幹とすべきことの明確化、教育活動等の状況に関する情報公開の義務化等

➤ 中山間地域・離島等の高等学校への対応

- 中山間地域・離島等の複数の学校がネットワークを構築し、ICTも活用して各学校の科目の履修を可能化

➤ 高等専修学校の機能強化

- 高等教育や就業につながるカリキュラムの開発や、地域・企業等との連携を通じた教育体制の構築を支援

【義務教育・高等学校教育段階の取組】

- 外国人児童生徒等の教育の充実のため、高等学校段階における指導方法等の開発、日本語指導教師等のための履修証明プログラムの構築
- 教師のICT活用指導力の向上のため、国から提供するICTの活用に係るコンテンツの利用を促進

【各学校段階等を通じた取組】

- 特別支援学校の教育環境を改善するため、特別支援学校に備えるべき施設等を定めた特別支援学校設置基準を策定
- 特別支援学校教諭の質の向上のため、教職課程の内容を見直すとともに共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定
- 地域の実態に応じた、学校施設の適正規模・適正配置の推進、他の公共施設との複合化・共用化、分野横断的実行計画の策定等による計画的・効率的な施設整備の推進

誰一人取り残すことのないポストコロナ時代の新たな学びの実現

- ・ 少子化の進展、子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒・日本語指導が必要な児童生徒の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒の増加）
- ・ 生徒の学習意欲の低下
- ・ 加速度的に進展する社会の情報化・デジタル化への対応の遅れ
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と学校教育活動の両立

「新しい生活様式」を踏まえつつ、
特別な支援が必要な子供を含め、
誰一人取り残すことなく
全ての子供たちの可能性を引き出す
教育への転換が必要

個別最適な学び

子供の反応、理解度に応じた指導
障害のある子供など教育的ニーズに応じた指導
協働学習等の学習活動・機会の充実

協働的な学び

教育の質の向上
両輪として

- GIGAスクール構想のもと「1人1台端末」で
 - ・ デジタル教科書をはじめデジタルコンテンツを活用
 - ・ 学習履歴等の教育データを的確に把握・活用
- 1学級当たりの人数を少なくし（少人数学級で）、
一人一人に寄り添ったきめ細かな指導、学習活動・機会を充実

学習指導の充実

これまでの環境

一斉学習

- ✓ 教師が電子黒板等を用いて説明し、子供たちの興味・関心・意欲を高める

学びの
深化



1人1台
少人数

- ✓ 授業中でも一人一人の反応が分かる
- ✓ 一人一人の反応に丁寧に対応しやすくなり、きめ細かな指導、双方向型の授業展開が可能に

つまづきを
解消し、意欲を
高める学習

個別学習

- ✓ 全員が同時に同じ内容を学習する（一人一人の理解度等に応じた学びは困難）

学びの
転換



1人1台
少人数

- ✓ 各人が同時に別々の内容を学習できる
- ✓ 各人の学習履歴が自動的に記録される
- ✓ 一人一人の教育的ニーズ・理解度に応じた個別（補充的・発展的）指導がしやすくなる

習熟度に応じた学習

協働学習

- ✓ グループ発表ならば可能だが、自分独自の意見は発信しにくい（積極的な子はいつも発表するが、控えめな子は聞き役に回りがち）



1人1台
少人数

- ✓ 一人一人が記事等を集め、独自の視点で情報を編集できる
- ✓ 各自の考えを即時に共有し、共同編集ができる
- ✓ 一人一人の意見表出の機会が増え、協働的な学びが展開しやすくなる

社会性・人間性を
養う学習

生徒指導の充実（生徒指導上のデータ・健康診断情報等を多面的に把握し、個々の子供の抱える問題に丁寧な対応が可能）

不登校等への対応

保護者との連携強化（教育データを活用し、子供の抱える問題について家庭とより緊密な連携が図られ丁寧な対応が可能）

家庭・地域との連携

新たな学びを実現するきめ細かな指導（イメージ）

学習指導の充実

《個に応じた指導の充実》

- ✓ 学習履歴（スタディ・ログ）等の教育データを多面的に把握
- ✓ センシング技術（発話量・視線等のデータ収集）で子供の状況を客観的・継続的に把握
- ✓ オンライン学習システム（CBTシステム）等を通じ学習の進捗状況・指導の改善点を把握



- ①個々の子供の知識・技能等に関する学習計画の作成、
②データに基づく最適な教材の提供等により、
一人一人の興味・関心や学習進度・学習到達度（つまずきの状況）に応じた指導に生かす
状況に応じ、学年や学校段階を超えた学び・学び直しを含め補足的・発展的な学習指導を実施



《教育的ニーズに応じた指導の充実》

□ 障害のある子供

- 個々の障害の特性等に応じ、音声読み上げ・ルビ振り等の機能を持つデジタル教材を活用するなど、個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づく指導を充実

□ 不登校・病氣療養中の子供

- ICT・遠隔技術の活用による自宅や病室等と繋いだ学習を充実



《協働的な学びの充実》

- 意見・回答の即時共有を通じた効果的な協働学習、討論や発表等の学習活動・機会の増加等により、協働的な学びを充実



- ICT・遠隔技術を活用した地域社会学習や海外交流学习を充実

《緊急時の学びの保障》

- ICT・遠隔技術を活用した同時双方向型オンライン指導を実施

※画面を通して
大人数の状況把握は困難



生徒指導の充実、保護者との連携強化

- 日常所見・健康観察情報・保健室利用情報等の学校生活上のデータ、健康診断情報等を多面的に把握し、
丁寧に対応することで、個々の子供が抱える問題を早期発見・解決

※SC・SSW、学校医等と連携

- 教育データを活用し、子供の抱える問題について家庭とより緊密な連携を図りつつ丁寧に対応

《取組例》

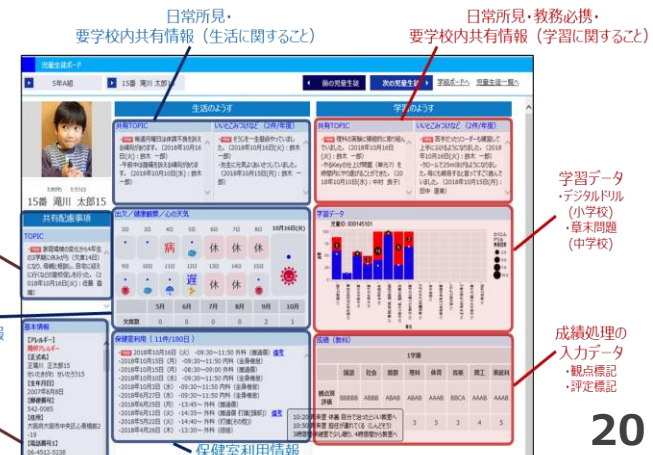
大阪市・児童生徒ボード

- ・教員が児童生徒の状況を多面的に確認
⇒ 状況を迅速に把握し、きめ細かく指導
- ・学校全体で問題を早期発見、迅速に対応

日常所見・
要学校内共有情報（生活に関すること）

心の天気
健康観察情報
出欠情報

児童生徒
基本情報



幼兒教育・義務教育・・・・

① 幼児教育の質の向上について

○ 地方公共団体における地域の実情に応じた幼児教育推進体制の構築や、幼児教育を担う人材確保を支援。

→保健・福祉等の専門職との連携をはじめ、コロナで顕在化した多様な課題に対応する**幼児教育推進体制（幼児教育センター設置、アドバイザー配置等）の構築**や、人材需要に追い付いていない**幼稚園教諭の人材確保策等の取組を支援**。（令和3年度予算に計上）

○ 新型コロナウイルス感染症等への対応として、各幼稚園等においてICTの活用や衛生環境の改善など教育環境の充実に取り組む。

→**幼稚園等のICT環境整備**、預かり保育や感染症対策のための間仕切りの設置等の改修等への支援により教育環境の整備を図る。
（令和3年度予算に計上）

② 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

補充的・発展的な学習指導

○ 指導方法等を工夫した補充的な学習や学習内容の理解を深め、広げる発展的な学習を取り入れ、必要に応じて異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導。

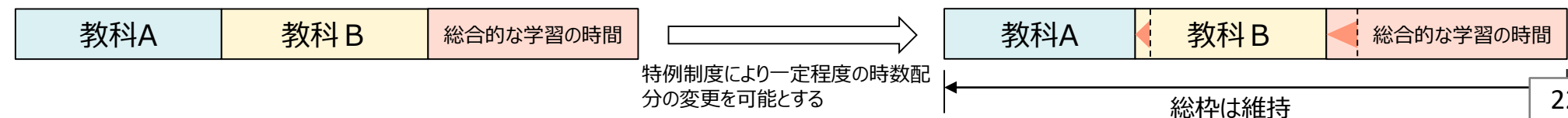
→補充的・発展的な学習指導の充実を含め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料を作成・公表。
（令和3年3月に教育委員会等に周知）

標準授業時数の弾力化

○ 各学校が持っている裁量を明確化し、カリキュラム・マネジメントの先進事例の情報収集・展開を行うとともに、総枠としての授業時数は引き続き確保しつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける。

→学校教育法施行規則に定める標準授業時数について、各教科等の時数の合計である総枠（小学校及び中学校の各学年に応じ年間850～1015単位時間）は維持しつつ、**教科等間の配分を一定程度変更することを可能とする新たな制度**を設け、当該制度の利用に際しては、教育課程を公表することとする。（令和3年度上半期中に制度化）

【イメージ】



特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導

- 知的好奇心を高める発展的な学習の充実や、大学や民間団体等が実施する学校外での学びへ児童生徒をつないでいくことなど、学校での指導・支援のあり方等について更なる検討・分析を実施。

→学校内での指導・支援のあり方、学校外での学びへのつなぎ方、学校外での学びの成果を含めた評価の方法などについて、**実証的な研究開発を進める**。（令和3年度から研究開発学校において実証を開始）

小学校高学年からの教科担任制の導入

- 以下のことを踏まえ、小学校高学年からの教科担任制を令和4年度を目途に本格導入。
 - 義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築
 - 小学校高学年の発達段階（心身の発達・抽象的な思考力の高まり→学習が高度化）を踏まえた小・中の円滑な接続
 - 個別最適な学びの実現：GIGAスクール構想による「1人1台端末」環境下でのICTの効果的活用と、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導により、授業の質の向上、児童の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化
 - 教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化を通じた学校教育活動の充実、教師の負担軽減
- 新たに専科指導の対象とすべき教科（グローバル化・STEAM教育充実の要請→例えば外国語・理科・算数）や、学校規模・地理的条件に応じた効果的な指導体制の在り方を検討。

→**教職員定数の確保の在り方について専門的・技術的な検討**を進める。（有識者会議での専門的・技術的な検討を実施中）

- 義務教育9年間を見通して教師を養成するためには、小学校と中学校の両方の免許を取得することが望ましいが、学生は2つの教職課程の同時履修が求められ負担が大きいため、小学校と中学校の教職課程それぞれに開設を求めている授業科目を共通に開設できる特例を設けることにより、学生が両方の免許状を取得しやすい環境を整備。

→大学が授業科目を共通に開設できる特例を設けることにより、**学生が複数の教職課程を履修する場合の修得単位の共通化**を図り、学生の総修得単位数を低減する。（令和3年度に教職課程認定基準を改正予定）

- 中学校の免許を保有する者が小学校の免許を取得しやすくするため、小学校で専科教員として勤務した年数が算定できるよう、要件を弾力化。

→中学校の免許を保有する者が小学校で専科教員として勤務した場合の**経験年数をカウントできるようにする**。

小学校における教科等の担任制の実施状況【平成30年度計画】

	国語 (書 写を 除く)	書写	社会	算数	生活	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	1.1%	6.6%		1.5%	0.8%		12.2%	4.3%		6.1%	
第2学年	2.3%	13.5%		2.5%	1.6%		20.7%	9.8%		7.4%	
第3学年	2.4%	26.8%	6.0%	5.1%		21.6%	40.6%	16.8%		7.7%	11.3%
第4学年	2.5%	29.7%	7.4%	5.9%		32.3%	47.8%	20.4%		8.4%	12.0%
第5学年	3.4%	26.6%	14.5%	7.3%		45.1%	54.0%	20.4%	33.9%	9.9%	18.3%
第6学年	3.5%	26.8%	15.5%	7.2%		47.8%	55.6%	21.0%	35.7%	10.5%	19.3%

*1 ここでの教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等(複数教科を担当することを含む)を主指導する教師」のことである。

*2 ここには、以下の様な多様な形態のものを含む(複数の教師が協力して行う指導(TT)で実施する場合も含む。)

・教員の得意分野を生かして実施するもの。

(例)あるクラスの担任を持ちながら、得意分野である理科については他のクラスの授業も受け持つ場合。

・中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの。

(例)地域の中学校の外国語の教員が、第6学年の外国語の時間のみの当該小学校において外国語活動の授業を行う場合。

・非常勤講師が実施するもの。

(例)音楽の専科教員が、市内の複数の学校を受け持ち、当該小学校の音楽の時間のみの授業を行う場合。

*3 各教科等の一部の領域についてのみ教科等担任制を実施している場合も含む。

*4 年度途中から教科等担任制を導入する場合も含む。ただし、担任以外の教師による指導が継続的でない(単発で担任以外の教師が指導する等)場合は含まない。

(出典:平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

高等学校教育・・・・

③ 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について

各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化，入口から出口までの教育活動の指針の策定

- 各設置者が，各学校の存在意義や期待される社会的役割，目指すべき学校像を明確化する形で再定義。
- 各学校は，「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」を策定・公表し，教育活動を一貫した体系的なものに再構成，教育活動の継続性の担保。

→上記3つの方針の策定・公表の義務化。（令和3年3月に学校教育法施行規則を改正）

「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）

- 普通教育を主とする学科に関し，特色・魅力ある教育内容を表現する学科名とすることを可能とするための制度的な措置を講じる。

→普通科に加えて，(1)学際的な学びに重点的に取り組む学科，(2)地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科，(3)その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科の設置を可能化。（令和3年3月に高等学校設置基準等を改正）

地域産業界を支える革新的職業人材の育成（専門学科改革）

- 産業界を核として，地域の産官学の関係者が一体となって専門高校段階での人材育成の在り方を整理し，教育課程を開発・実践。

→産業界と専門高校が一体となって，地域の持続的な成長を牽引する最先端の職業人育成を行うシステムを構築。（令和3年度予算に計上）

定時制・通信制課程での多様な学習ニーズへの対応と質保証

- 定時制・通信制課程における生徒一人一人の実態や学習ニーズに応じた教育活動の一層の推進。
- 通信制課程を置く高等学校において，不適切な学校運営や教育活動を行っている学校もあり，質保証の徹底を図る。

→通信教育実施計画の作成，面接指導等実施施設の教育環境の基準や少人数による面接指導を基幹とすべきことの明確化，教育活動等の状況に関する情報公開の義務化等。（令和3年3月に高等学校通信教育規程等を改正）

高等専修学校の機能強化

- 高等教育や就業につながるカリキュラムの開発や，地域・企業等との連携を通じた教育体制の構築を支援。

→高等専修学校と学校外とのネットワーク化の推進，卒業後の自立につながる効果的な教育実践の推進。（令和3年度予算に計上）

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携としつつ、**各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義**することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- ・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに**以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。**
 - (a) 高等学校学習指導要領に定めるところにより**育成を目指す資質・能力に関する方針**
 - (b) **教育課程の編成及び実施に関する方針**
 - (c) **入学者の受け入れに関する方針**

（※）令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- ・ 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、**関係機関等との連携協力体制の整備に努めることとする。**

（※）令和4年4月1日から施行

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- ・ **普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。**
- ・ 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、**各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目**を設け、**2単位以上**を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- ・ 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
 - (a) **学際領域に関する学科**については**大学等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (b) **地域社会に関する学科**については**地域の行政機関等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (c) 上記2学科は、**関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努める**ものとする。

（※）令和4年4月1日から施行

① 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

◆ 通信教育実施計画の作成・明示等

・通信教育の方法・内容や一年間の計画等を科目ごとに記載した計画として、通信教育実施計画を策定・明示するものとする。

◆ 同時に面接指導を受ける生徒数

・同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本としつつ、40人を超えないものであることを明確化。

◆ 関係法令の趣旨明確化

- ・試験は、添削指導・面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこととする。
- ・多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等の時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量・質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるとともに、多面的・多角的な評価を行うなど学習評価の充実を図るものとする。
- ・集中スクーリングは、多くとも1日8単位時間までを目安に設定するなど、生徒・教師の健康面・指導面の効果を考慮して適切に定めることとする。

② サテライト施設の教育水準の確保

◆ サテライト施設の法的位置付けの明確化

・通信制高校の展開するサテライト施設について、最低限の教育水準を確保するため、「通信教育連携協力施設」として法的位置付けを明確化。

◆ 高等学校教育を担うに相応しい教育水準の確保

- ・面接指導等の実施に連携協力するサテライト施設は、本校の基準に照らして、適切な編制・施設・設備等を備えなければならないものとする。
- ・所轄の都道府県の区域外に所在するサテライト施設は、その所在地の都道府県知事が定める設置認可基準を参酌して、適切性を確認する。

③ 主体的な学校運営改善の徹底

◆ サテライト施設を含めた学校評価の充実

・通信制高校の展開するサテライト施設について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表を努めるものとする。

◆ 教育活動等の情報の公表

・公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、サテライト施設ごとに、生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境、卒業後の進路状況など、教育活動等の情報を公表するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行

多様な学習ニーズへの対応【学校教育法施行規則、高等学校単位制教育規程等の一部改正】

◆ **学校間連携制度の対象拡大** ・学校間連携制度の対象について総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）を加える。

◆ **少年院の矯正教育の単位認定** ・少年院の矯正教育で、高等学校学習指導要領に準じて行うものについて、単位認定を可能とする。

(※) 令和3年4月1日から施行

◆ **単位制課程における教育課程の情報の公表** ・単位制高等学校の設置者は、その教育課程に関する情報を明示するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行

特別な支援が必要な児童生徒への対応・・・

④ 新時代の特別支援教育の在り方について

特別支援学校設置基準の策定

○ 特別支援学校の教育環境を改善するため、特別支援学校に備えるべき施設等を定めた特別支援学校設置基準を策定。

→特別支援学校設置基準を策定。（5 月中にパブコメ）

特別支援学校における教師の専門性の向上

○ 特別支援学校教諭の教職課程において、発達障害等全ての学校種で課題となっている内容について学べるようにするとともに、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定。

→特別支援学校教諭の教職課程を見直すとともに、コアカリキュラムを策定。（令和 4 年度までに免許法施行規則を改正予定）

⑤ 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

教師等に対する研修機会の充実

○ 教師等の研修機会の充実を図るとともに、新たな指導人材の確保と学校における日本語指導の専門性の向上について検討を行う。

→日本語指導担当教師等が専門知識を習得できるよう、「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」の普及、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」派遣による研修の充実、教員・支援者向け研修用動画コンテンツの制作・公開。

（令和 3 年度予算に計上）

進学・キャリア支援の充実

○ 外国人生徒等の高等学校・大学等への進学や就職等の進路選択を支援するとともに、高等学校における指導の充実を図る必要。

→外国人生徒等の進路状況の実態調査を行った上で、高等学校における「特別の教育課程」編成・実施のための制度改正等について検討。併せて、日本語指導の方法やカリキュラム等について検討。

→自治体の中高段階における進路指導・キャリア教育の取組等に対して引き続き補助事業により支援を実施。（令和 3 年度予算に計上）

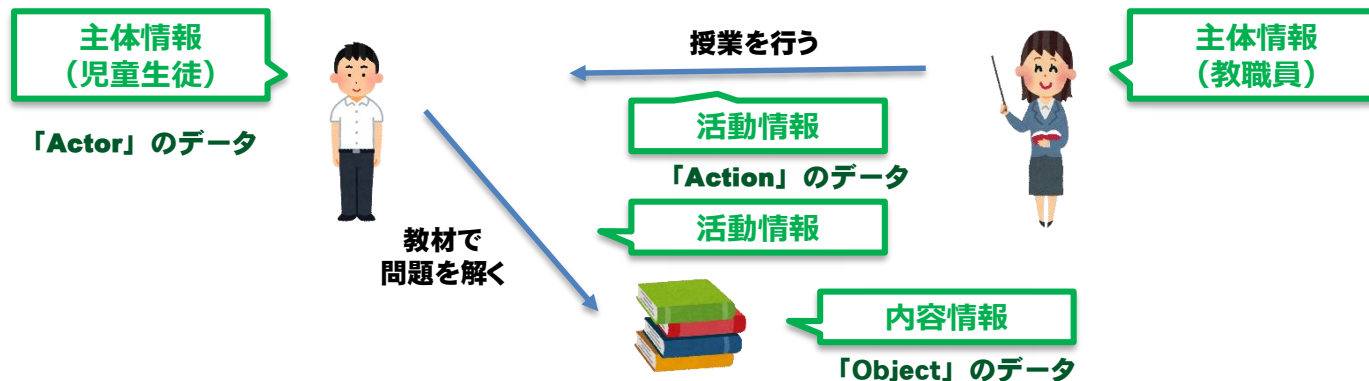
I C T を活用した学びに向けて . . .

初等中等教育における教育データ標準化

- ✓ 教育データに関して、現時点では先進自治体・学校等が調査研究を行っている段階であり、**収集方法、活用方法に様々なバラエティがあり、全国の学校における教育データの収集・利活用にコンセンサスがある状況にはない。**
- ✓ 一方、「GIGAスクール構想」により小・中学校等の1人1台端末導入が加速し、データの収集・活用に関して**一定のルールが必要な緊急の状況**がある。
- ✓ このため、**教育データ全体の将来的な展望を視野に入れつつも、まず、教育データ標準の枠組みの提示と学習データの起点としての「学習指導要領コード」を「教育データ標準」(第1版)として令和2年10月16日に公表。**
- ✓ 今後、これまで制度等に基づき学校現場において普遍的に活用されてきたデータ等の標準化(※)について、**「第2版」として公表できるよう検討を進める。**また、活用結果を見ながら、必要があれば改訂を行う。
※学校コードは令和2年12月に公表。今後、学校健診情報などに関するデータの標準化を進める。

標準化の枠組み

- データの標準化は、**教育データの相互流通性の確保が目的**であるため、あらゆる取得できる可能性のあるデータを対象に行うのではなく、**全国の学校、児童生徒等の属性、学習内容等で共通化できるものを対象**とする。
- 教育データを、①**主体情報**、②**内容情報**、③**活動情報**に区分する。
 - ① 主体情報 … 児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報を定義。
 - ② 内容情報 … 学習内容等を定義。(「学習指導要領コード」など)
 - ③ 活動情報 … 何を行ったのかを定義。(狭義の学習行動のみではなく、関連する行動を含む)



学習指導要領コード 活用イメージ①：教科書・教材等の連携

- 学習指導要領をキーにして、各民間事業者のデジタル教科書・教材ツール・学習ツールや、博物館のデジタルアーカイブを関連付けすることができる。

学習指導要領（小学6年社会）

3 内容の取扱い

（2）内容の（2）については、次のものを取り扱うものとする。

ウ アの（ア）から（コ）までについては、例えば、次に掲げる人物を取り上げ、人物の働きを通して学習できるよう指導すること。～略～ 織田信長…

学習指導要領コード 8220265232000000

学習指導要領コードで自動的に連携

A社
デジタル教科書



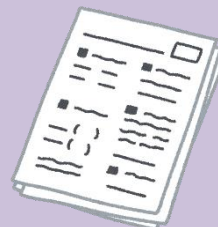
8220265232000000

B社 学習ツール
(デジタル教材)



8220265232000000

C社 学習ツール
(デジタル問題集)



8220265232000000

博物館
デジタルアーカイブ



8220265232000000

①デジタル教科書の該当ページ
を「ポチッ」

②関連する教材
・問題が自動的に表示

③問題解答

④解答に関連する資料が表示される

※教材等の各事項には学習指導要領コードが複数付与される場合もあり、常に1対1となるものではない。
(各事項ごとに学習指導要領コードをタグづけて活用するイメージ)

学習指導要領コード 活用イメージ②：教材等のデータベース化

- 国や教育委員会・研修センター等で作成した各種手引き・副教材・研修教材・指導案例等に学習指導要領コードを付与
- 学習指導要領の該当箇所をクリックすれば、関係する資料が一覧的に表示



学びの保障オンライン学習システム（MEXCBT）について

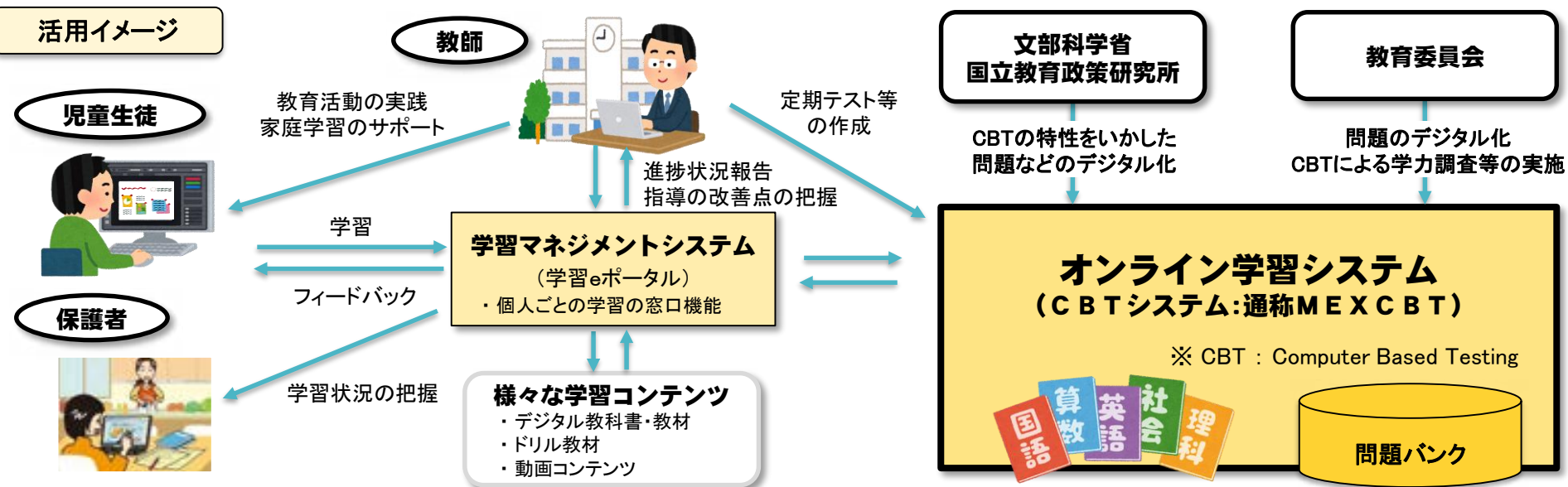
MEXCBTについて

- 緊急時における、子供たちの学びの保障の観点から、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、**児童生徒が学校や家庭において、学習やアセスメントができるCBTシステム（MEXCBT:メクビット）**を文部科学省で開発（様々な知見を総合してシステム開発を行うため、事業者連合体のコンソーシアムに委託）。
- 希望する全国の小・中・高等学校等で活用可能にし、「GIGAスクール構想」により実現する**「1人1台端末」を活用した「デジタルならではの学び」**を実現。

スケジュール

	対象学校数	搭載する問題	システム
令和2年度 (約1億円)	約300校の小・中・高校	国が作成した既存の学力調査等の問題 (全国学力・学習状況調査の問題等、約2000問)	プロトタイプ
令和3年度 (約28億円)	希望する全国の小・中・高校等で活用可能	上記に加え、地方自治体等が作成した学力調査等の問題を搭載	実証を踏まえた機能改善・拡充 解答結果の分析・フィードバック

活用イメージ



学びの保障オンライン学習システム（MEXCBT）の概要と活用の流れ

システム概要

【総論】

- 児童生徒が学習端末を用いてオンラインで問題演習等ができるシステム(問題やデータの相互運用が可能な国際標準規格に基づく汎用的なシステム)を開発

【活用方法】

- 通常活用している学習端末を用いて、家庭からでも学校からでもアクセスが可能
- 2通りの活用方法が可能
- 選択式問題や一部短答式問題は自動採点

①一問一答形式

学年・教科を選び、一問一答形式で解答後に解説等が表示され学習する方式

②複数問題解答形式

学年等を選び、何問かの束で解答する方式

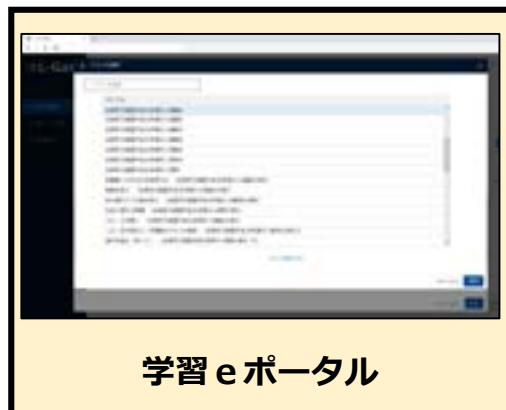


【具体的な問題】

- 国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用
(例) 全国学力・学習状況調査問題、
高等学校卒業程度認定試験問題、
自治体独自の学力調査問題など

活用の流れ

①問題を選ぶ



学習 e ポータル

教員



②問題を解いて学習する



MEXCBT

児童生徒



③結果を確認する

クラス内の学習結果を確認



自分の学習結果を確認



学習 e ポータル

学びの保障オンライン学習システム（MEXCBT）のプロトタイプの実証（令和2年度）

プロトタイプの実証

- ✓ 将来的な全国の小中高生の活用を視野に、令和2年度はCBTシステムのプロトタイプを開発。
- ✓ 令和2年度は国が作成した既存の問題（全国学力・学習状況調査問題や高等学校卒業程度認定試験問題など）をデジタル化して、約2000問を搭載。
- ✓ 令和2年12月にプロトタイプを開発し、令和3年1～2月に、小中高約300校で実証を実施。

実証の様子

授業での活用



七尾市立朝日小学校HPより抜粋

朝学習での活用



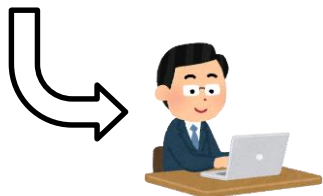
橋原町立橋原学園HPより抜粋

学習の様子



福島大学附属中学校HPより抜粋

MEXCBTを活用した現場からの声（一部抜粋）



MEXCBTは、授業中や放課後に活用したり、家庭学習（宿題）の際に活用したりした。

児童生徒は問題を解けば正答率が出るため、楽しそうに使っていた。今後も利用したい。

教員は配信するだけでテストを利用できるため、印刷や採点の手間が省け、業務効率が向上した。

⑥ 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

教育データを活用した個別最適な学びの充実

- 教育データ利活用の基盤となるデータ標準化等の取組を加速しつつ、学習履歴（スタディ・ログ）等のICTを活用してPDCAサイクルの改善を図る。

→教育データ標準を策定・公表。（学習指導要領コードを第1版として公表。令和3年に第2版を公表予定。）

→CBTシステム（MEXCBT）の全国展開。（令和2年度にプロトタイプを開発・実証。令和3年度希望する全国の学校で活用可能に。）

高等学校における遠隔授業の活用

- 高等学校における同時双方向型の遠隔授業の実施について、単位数の算定、対面により行う授業の実施等の要件の見直しを行い、教師による対面指導と遠隔授業を融合させた柔軟な授業方法を可能とする。

→単位数の算定の弾力化や、対面により行う授業の時間数の標準の引下げを図る（令和3年2月に通知発出）

臨時休業時等における学びの保障

- 様々な感染症や自然災害等により、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、学びの保障を着実に実施。

→新型コロナウイルス感染症対策としての特例措置※を、他の感染症や災害などの非常変災等に対しても適用。

→非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、同時双方向型などのオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合、「オンラインを活用した特例の授業」として指導要録に記録。（令和3年2月に通知発出）

※自宅等における学習状況・成果を学習評価に反映。一定の要件のもと、十分に学習内容が定着したと判断した場合、対面での再指導を行わないことを可能とする。

ICT人材の確保

- ICTを活用した学びを充実するため、その技術や活用に知見を有するGIGAスクールサポーター、ICT支援員といったICT人材の確保を促進する。

→企業、大学等と連携し、地方公共団体がGIGAスクールサポーター、ICT支援員等のICT人材を確保しやすい仕組みの構築、人材確保・活用事例の全国展開。（令和2年度に活用事例等を取りまとめ・公表）

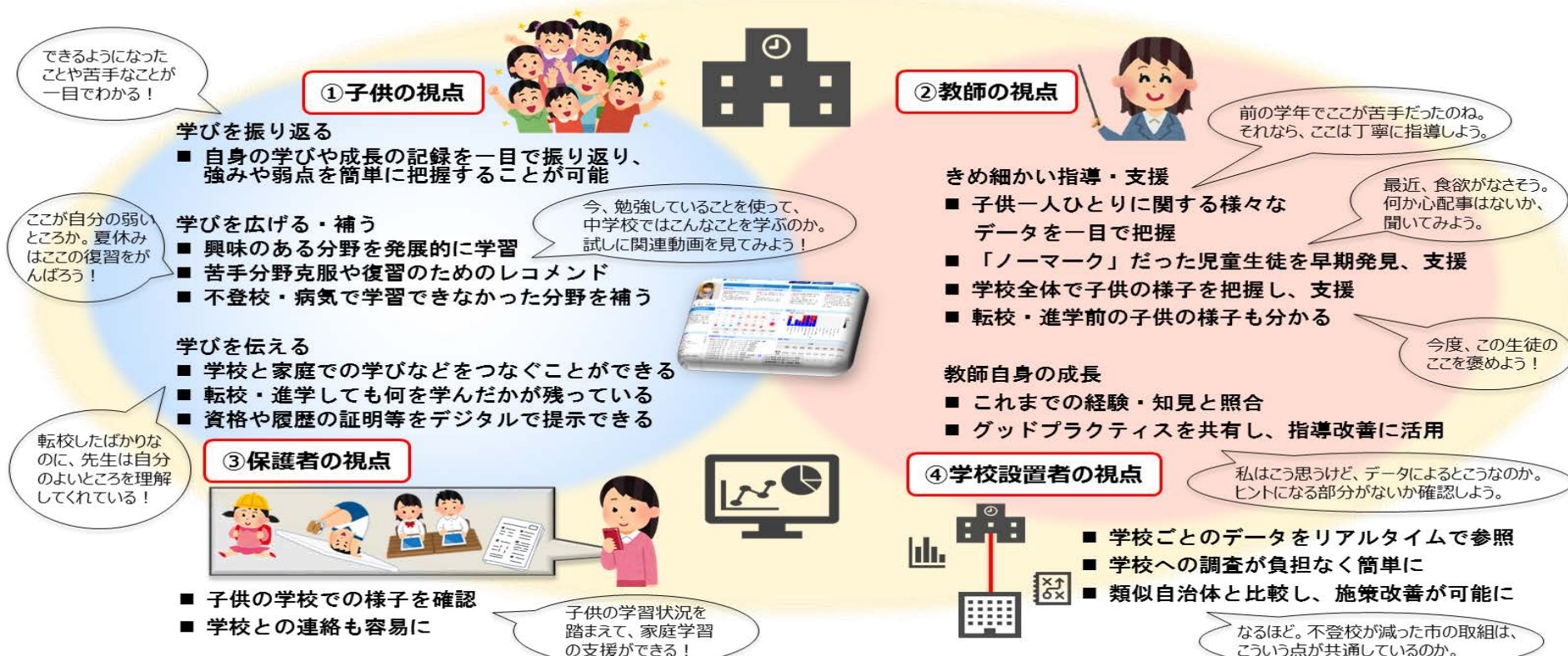
1. 教育データの定義

- ✓ **初等中等教育段階の学校教育**における児童生徒（学習者）のデータが基本。
- ✓ ①**児童生徒**（学習面：スタディ・ログ、生活・健康面：ライフ・ログ）、②**教師**の指導・支援等（アシスト・ログ）③**学校・学校設置者**（運営・行政データ）。
- ✓ **定量的データ**（テストの点数等）**だけではなく、定性的データ**（成果物、主体的に学習に取り組む態度、教師の見取り等）**も対象**。

2. 教育データの利活用の原則

- (1) **教育・学習は、技術に優先**すること
- (2) **最新・汎用的な技術**を活用すること
- (3) **簡便かつ効果的な仕組み**を目指すこと
- (4) **安全・安心**を確保すること
- (5) **スモールスタート・逐次改善**していくこと

3. 教育データの利活用の目的（将来像の具体的なイメージ）



4. 教育データの利活用の視点

① 一次利用（現場実践目的）と二次利用（政策・研究目的）

- ✓ 一次利用：個々の児童生徒、特定の状況・場面等に応じて活用。
- ✓ 二次利用：全体の状況・傾向等を把握。
具体的な個人等を特定できる情報は用いない。

② 公教育データと個人活用データ

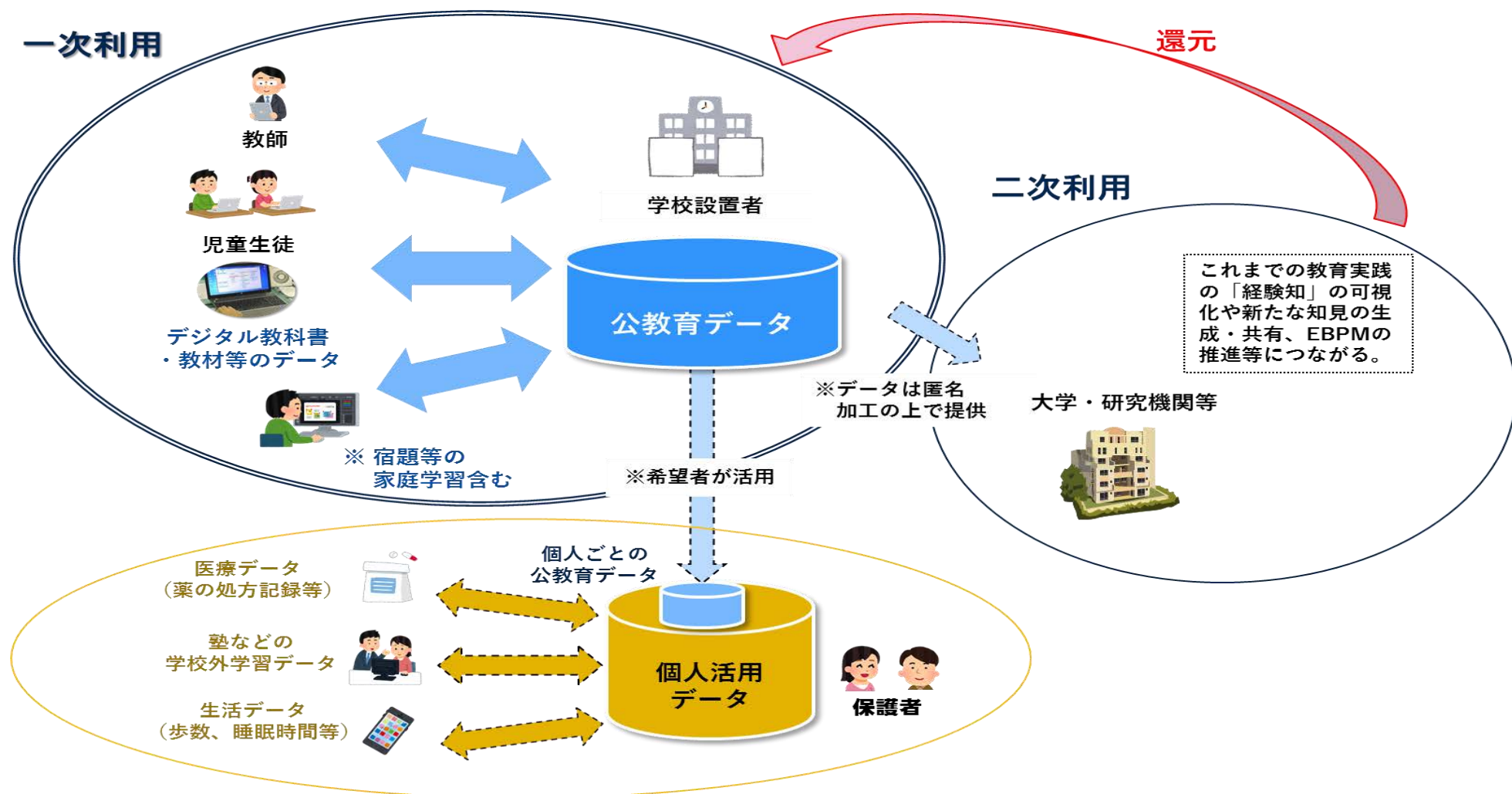
- ✓ 公教育データ：公教育の実施に必要なデータ。
- ✓ 個人活用データ：学校外のデータを含め、個人として活用していくデータ。
二次利用を含め、政府全体で検討を深める必要。



GIGAスクール構想による1人1台環境の構築が進む中、

まずは、全国の学校現場で公教育データの一次利用ができる環境の充実が急務。二次利用についても同時並行で検討・実施。

一次利用



5. 学校現場における利活用（公教育データの一次利用）

- ✓ 各学校において、便利に利活用できる仕組みの構築が必要。
- ✓ 様々な教育データを相互に参照し合えることにより、複数のコンテンツやシステムを円滑に使用できることが重要。



- ✓ 正確な把握に基づく個別最適な対応を行う際、多面的なデータの活用が有用。
- ✓ 学校・自治体がデータを主体的に活用できるよう、ユースケースを収集し、知見の共有を図るべき。また、支援体制の構築や自治体間が連携できるコミュニティづくりが必要。
- ✓ デジタル教科書・教材が連携し、他のデータと併せて活用できるようにするべき。
- ✓ 学習ツールの窓口となる「学習 e ポータル」の普及促進を図るとともに、ガバメントクラウド構想等も踏まえつつ、学校・自治体ごとのデータ集約の標準モデル構築等が必要。

6. ビッグデータの利活用（公教育データの二次利用）

- ✓ 教育水準の向上には、現場の実践や政策立案に資する、大規模な教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた評価・改善等が必要。その際、具体的な個人等を特定できる情報は用いない。



- ✓ 児童生徒や教職員が実際に活用するシーンから、必要な仕組みを検討することが必要。
- ✓ 優れた教師の指導の可視化・定量化など、学校現場が必要とするものをくみ取るとともに、効果的だったものが研究者にも伝わる双方向のルート確保が重要。
- ✓ データ利活用のポリシーに係る議論を進めるべき。その際、学習者本人が意図しない形で不利益な取扱い等がされないことが必要。

7. 生涯を通じたデータ利活用（個人活用データ）

- ✓ 学びの連続性・継続性というメリットがある一方、本人の望まない形でデータが流通・利用されることを懸念する声もある。



- ✓ 希望する者が、公教育データだけではなく、自身の様々な個人活用データを集約し、本人が自由に使えるようにすることで利便性が高まる。
- ✓ 多様な分野の事業者等との間でデータを安全にやり取りする必要があるため、政府全体において検討を深める必要。

8. 教育データの標準化

- ✓ 教育データの相互運用性を確保するため、データ内容・規格の標準化は不可欠。
- ✓ 文部科学省「教育データ標準」の検討を加速化すべき。



- ✓ 国際標準規格に沿いつつ、我が国の実情に合う形で進めていくべき。
- ✓ 活用結果を踏まえ、改訂・洗練していくことが求められる。
- ✓ 大学をはじめ生涯を通じた学びにおけるデータ利活用を推進する観点から、標準化の範囲拡大等に取り組む必要。
- ✓ デジタル教科書や様々な教材等で「学習指導要領コード」等を活用していくべき。
- ✓ 児童生徒IDの在り方については、技術の進展も見つつ、今後、具体的なユースケースをもとに検討が必要。

**主たる教材である教科書のデジタル化に
向けて・・・**

学習者用デジタル教科書について

学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）

- 紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材（学習者用デジタル教科書）がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。

（紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒については、教育課程の全部において学習者用デジタル教科書を使用可能）

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第35号）

- 学習者用デジタル教科書の要件：
紙の教科書の発行者が、紙の教科書の内容を全て記録

<学習者用デジタル教科書の費用負担>

- 現状では、
- 学習者用デジタル教科書は無償給与の対象外
 - 学習者用デジタル教科書を使用するかどうかは学校判断
購入に係る費用は市町村教育委員会等が負担

<学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット>

- **デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実**
（例）図表の拡大縮小、書き込み、保存、検索 等
- **デジタル教材等との一体的使用**
（例）動画・アニメーション、ネイティブによる朗読、ドリル・ワーク、参考資料、児童生徒の画面の共有、大型提示装置による表示 等
- **特別な支援が必要な児童生徒の学びの充実**
（例）音声読み上げ、総ルビ、文字の拡大、リフロー、文字色や背景色の変更 等

今後の検討

一人一台端末環境整備に併せ、**学習者用デジタル教科書の今後の在り方等について、その効果・影響を検証しつつ、学びの充実の観点から検討を行い、次の小学校の教科書改訂時期である令和6年度を見据え、有識者会議において検討を行う。**

学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件（平成30年文部科学省告示第237号）

- 教育の充実を図るため、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準

- ① 各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと
- ② 紙の教科書を使用できるようにしておくこと 等

（紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒が学習者用デジタル教科書を使用する際には、授業時数が各教科等の授業時数の2分の1以上となる場合には、児童生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること等が基準となっている。）

施行日：平成31年4月1日

<学習者用デジタル教科書の発行状況>

- **小学校教科書**（小学校用教科書目録より）
令和元年度：64/319点（20%）→令和2年度：287/305点（**94%**）
- **中学校教科書**（中学校用教科書目録より）
令和2年度：40/159点（25%）→令和3年度：138/145点（**95%**）

<学習者用デジタル教科書導入状況>

- 市町村立小学校において、
令和元年度に1校でも導入 : 107市町村（6.1%）
令和2年度に1校でも導入することを検討 : **257市町村（14.7%）**
（令和元年10月 教科書採択関係状況調査）※GIGAスクール構想が示された後は未調査
- 公立小・中・高等学校等における学習者用デジタル教科書整備率
: **2,617校（7.9%）**
（令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）
（令和2年3月現在）〔確定値〕）

<学習者用デジタル教科書の価格の状況（令和2年度小学校教科書）>

- （文科省調べ）
- 200円程度～2000円程度まで、教科や発行者によって異なる。

デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議中間まとめについて

1. デジタル教科書をめぐる現状

- (1) 制度概要 → 令和元年度から紙の教科書に代えて使用可。その使用を各教科等の授業時数の1/2未満とする基準は撤廃予定（R3年度～）
- (2) デジタル教科書の発行・普及状況 → 発行状況：約95%（R3年度）、普及状況：約8%（R2年3月）

2. デジタル教科書導入の意義

- デジタル教科書は、試行錯誤が容易であるとともに、デジタル教材と連携させて活用することにより、学びの幅を広げたり内容を深めたりすることができる。
- GIGAスクール構想を通じて、学習環境を改善し、学校教育の質を高めていくためには、デジタル教科書の活用を一層推進する必要がある。
今後、次の小学校用教科書の改訂時期である令和6年度を、デジタル教科書を本格的に導入する最初の契機として捉え、着実な取組を進めるべきである。
- 紙の教科書は、主たる教材として学校教育の基盤を長年支えてきたこと、また、例えば、一覧性に優れている等の特性や、書籍に慣れ親しませる役割があることなども踏まえ、今後の教科書制度の在り方について、デジタル教科書と紙の教科書の関係や、検定等の制度面も含め、十分な検討を行う必要がある。

3. デジタル教科書の本格的な導入に向けて必要となる取組

（1）全国規模での実証的な研究を通じた改善や効果的な活用の検討

【共通に求められる機能や、デジタル教材等との連携】

- デジタル教材との連携には、指導要領のコード付与や、学習eポータル等との共通規格の整備が必要。
- 標準的機能や共通規格については、ガイドライン等を取りまとめることが望まれる。

【障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への対応】

- 障害のある児童生徒のアクセシビリティを確保の観点から、機能等の一定の標準化が望まれる。
- 外国人児童生徒等の状況に応じ、デジタル教科書の機能を活用。

【健康面への配慮】

- 目と画面との距離や見る時間等、健康に関する留意事項や対応方策について周知・徹底。
- 児童生徒が自らの健康を自覚し、リテラシーとして習得した上で学習に取り組めるようになることが必要。
- ICT機器の使用による健康面への影響に関して、引き続き、最新の科学的知見にも注視。

【教師の指導力向上】

- 教師が実際に使用する機会を確保。また、教職課程や研修等を通じて、指導力の向上を図る。
- ポータルサイト等を通じたデジタル教科書の活用に関する好事例の収集や発信。
- 紙とデジタルを適切に組み合わせた指導や、観察・実験等の活動と組み合わせた指導も重要。

【学校や家庭の環境整備】

- GIGAスクール構想において、家庭への持ち帰りを含め1人1台端末環境の整備が必要。
- 情報セキュリティを確保した上で、クラウド方式による配信について十分に検討。

（2）今後の教科書制度の在り方についての検討

【デジタル教科書にふさわしい検定制度の検討】

- 将来的には、デジタル教科書の内容としてデジタルの特性を生かした動画や音声等を取り入れることも考えられ、そのための教科書検定の在り方の検討が求められる。
- 令和6年度の小学校用教科書の改訂については、編集・検定・採択をそれぞれ令和3・4・5年度に行う必要がある、実際には既に発行者が準備を進めていることから、本格的な見直しは次々回の検定サイクルを念頭に検討することが適当と考えられる。

【紙の教科書とデジタル教科書との関係についての検討】

- 令和6年度からのデジタル教科書の本格的な導入を目指すに当たり、児童生徒に対する教育の質を高める上で、紙の教科書との関係をどのようにすべきかについて、全国的な実証研究や関連分野における研究成果等を踏まえつつ、更には財政負担も考慮しながら、今後詳細に検討する必要がある。
- 紙とデジタルの教科書の使用については、概ね次のような組合せの例が考えられる。
 - ・全ての教科等でデジタル教科書を主たる教材として使用
 - ・全て又は一部の教科等で紙の教科書とデジタル教科書を併用
 - ・発達の段階や教科等の特性を踏まえ、一部の学年又は教科等において導入
 - ・設置者が学校の実態や紙の教科書とデジタル教科書それぞれの良さや特性を考慮した上で選択
 - ・デジタル教科書を主たる教材として、必要に応じて紙の教科書を使用

【将来に向けた検討課題】

- デジタル教科書の内容として動画や音声等を取り入れることやそのための検定の在り方をはじめとする将来的な課題については、様々な状況を見極めながら、引き続き検討。

※夏頃までに報告書を取りまとめる予定。（その後も検討会議は継続。専門的な課題等はWGで議論予定。）

※中間まとめリンク先：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/157/toushin/mext_00002.html



背景・課題

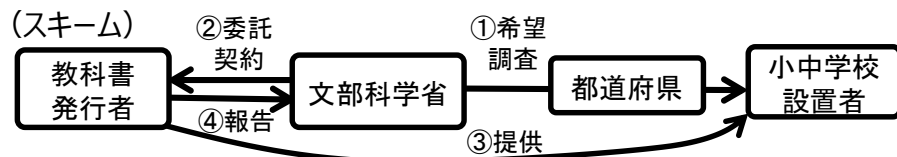
- ・G I G Aスクール構想により、**1人1台端末環境が早期に実現**する見通し。
- ・学習者用デジタル教科書は、学校現場において導入が進んでいない。（I C T環境整備や**有償での購入**等が課題であるため）
- ・新型コロナウイルスへの対応の観点から、学校教育におけるI C T活用や家庭への端末の持ち帰りをより積極的に進める中で、I C Tを活用した学びの出発点として、学習者用デジタル教科書は必須。
- ・骨太の方針や成長戦略において、「**デジタル教科書・教材の整備・活用の促進**」や**現行制度の在り方の見直し**を求められている。

児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減に資するよう、
学校現場におけるデジタル教科書の導入を促進

事業内容

① 学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書 実証事業 2,033百万円（新規）

- ・**1人1台端末の環境等**が整っている**小・中学校等**を対象として、デジタル教科書（付属教材を含む）を提供し普及促進を図る。
- ・**宿題など学校の授業以外の場でも活用**できるよう、パブリッククラウドを使用した供給方式とする。
- ・大規模な提供に当たって生じる課題等について報告を求める。



② 学習者用デジタル教科書のクラウド配信に関する フィージビリティ検証 116百万円（新規）

- ・**多教科のデジタル教科書を多数の児童生徒が同時に利用**する際の円滑な導入・使用を担保し、ネットワーク環境等の改善を促すため、**デジタル教科書のクラウド配信に関するフィージビリティ検証**を実施。
 - ・**複数のモデル地域における比較検証**を通して**デジタル教科書のクラウド配信**を進める際のコスト削減や望ましいシステムの在り方の検討を行う。
- （スキーム）民間企業等に業務委託

③ 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する 実証研究 65百万円（20百万円）

- ・実証研究校での詳細な調査による**デジタル教科書の使用による効果・影響**の検証を実施。
 - ・教員の**授業実践**に資するよう**事例集**や**研修動画**を製作。
 - ・①の事業と連携して**全国でアンケート調査**を実施。**初めて使用するケースを含む多数のデータ**を基に、**効果検証や傾向・課題等の分析**を行う。
- （スキーム）民間企業等に業務委託

対象校種・学年
原則国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）及び特別支援学校（小学部・中学部）の相当する学年

対象の経費
小学校5・6年生及び中学校全学年の1教科分の学習者用デジタル教科書（付属教材を含む）経費

令和3年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」 実施状況(令和3年5月時点※)

1. 参加自治体数

※2
本事業は、全都道府県において実施され、全1,788自治体のうち、1,377自治体が参加。

2. 参加学校数

※3
小学校段階約7,900校、中学校段階約4,300校、計約12,200校が参加し、それぞれ全体の約40%で実施。

3. 教科等の実施状況 ※4

①小学校

算数(32%)が最も多く、次いで社会(17%)、国語(15%)、理科(11%)、英語(10%)での導入が多い。

教科名	国語	書写	社会	地図	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	保健	道徳	英語
割合	15%	2%	17%	2%	32%	11%	2%	4%	2%	3%	2%	3%	10%

②中学校

英語(30%)が最も多く、次いで数学(25%)、理科(23%)、国語(12%)での導入が多い。

教科名	国語	書写	地理	歴史	公民	地図	数学	理科	音楽	器楽	美術	保体	技術
割合	12%	0.5%	7%	3%	7%	2%	25%	23%	3%	1%	2%	2%	3%

教科名	家庭	英語	道徳
割合	2%	30%	5%

※1 本資料の数値全体については、現在導入にあたり調整中の学校があることから、暫定的なものである。

※2 全自治体数は、全都道府県47+全市町村数1,718+特別区23の合計数である。

※3 特別支援学校や義務教育学校は、小学部と中学部をそれぞれ1校として計算している。

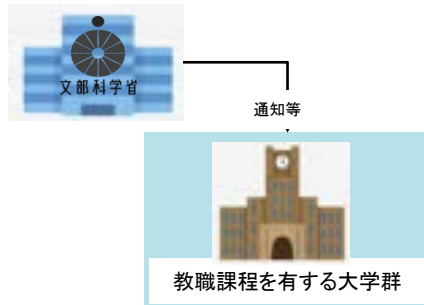
※4 学年毎に複数教科実施している学校があり重複して計上しているため、割合の合計が100%を超える。

教員の I C T 活用能力の向上・・・

GIGAスクール構想の実現に向けたICT活用指導力の向上及び指導体制の充実

1人1台環境における教員のICT活用指導力の向上及び指導体制の充実を図るために、教員養成段階において教員志望者が身に付けるべき資質・能力の修得を狙うとともに、研修段階においても手引きや動画コンテンツ等を活用した指導力向上を図ることに加え、指導体制を充実させるためにICT支援員の配置の促進やICT活用教育アドバイザーによる支援等を行う。

教員養成



【共通的な教員養成】

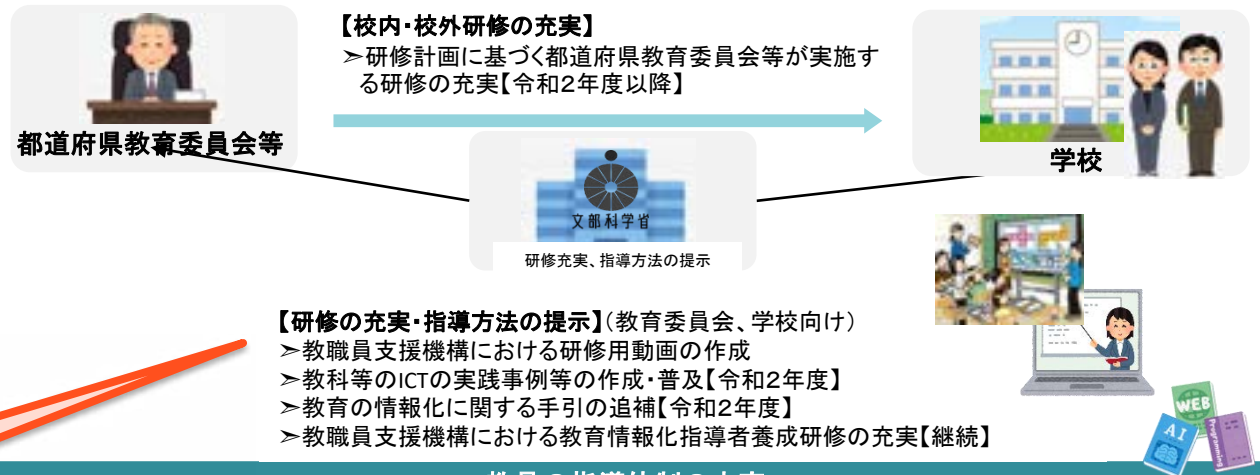
- 教職課程においてICTを活用した各教科等の指導法を必修化【措置済】
- 学校のICT環境整備の充実に対応した教員養成等の充実に関する通知を发出【措置済】
- 好事例の展開などを通じ、ICTを活用した各教科等の指導法の内容の充実を図る【令和2年度以降】

● 教職員支援機構において、教員のICT活用指導力の向上に向けた校内研修等に活用できる動画教材「**学校におけるICTを活用した学習場面：校内研修シリーズNo76**」を作成・公表

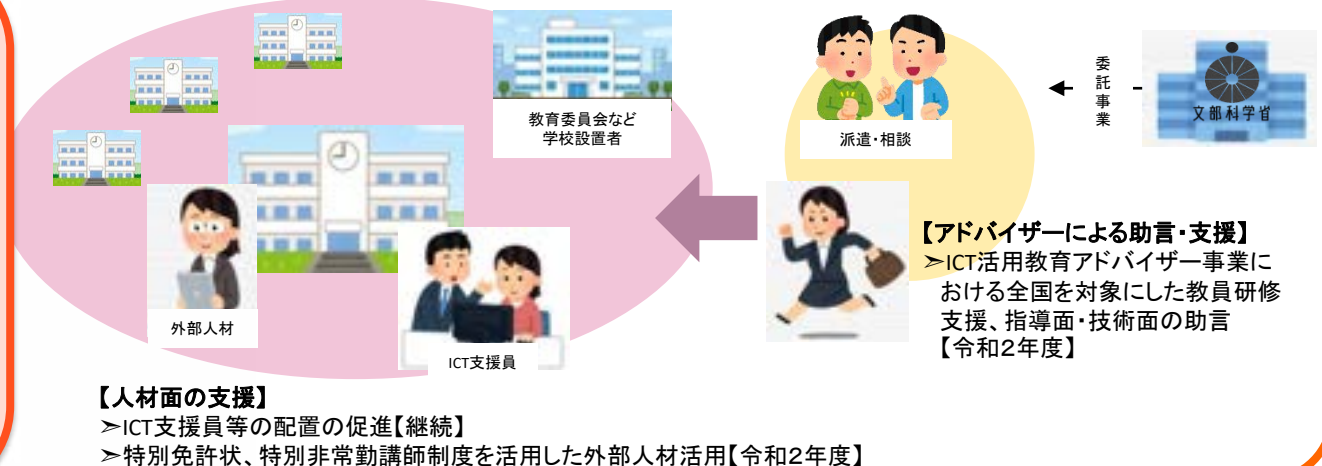
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/076.html>

現職教員

教員の指導力向上



教員の指導体制の充実



「GIGA StuDX 推進チーム」による支援活動の本格稼働について

令和3年4月現在

GIGAスクール構想の実現に向けて、1人1台端末及び高速大容量通信ネットワーク環境の積極的な活用を推進するため、**文部科学省に設置した「GIGA StuDX※ 推進チーム」の体制を強化し、教育活動において参考となる事例の発信、課題の共有等を通じて、全国の教育委員会・学校に対する指導面での支援活動を本格的に展開**します。

GIGA StuDX 推進チーム



- 令和3年4月より、全国から **8名**の教師を新たに増員
- 地域別に担当を付け、**担当地域の教育委員会等と協働のためのネットワーク**を構築
 - ▶ **学校・地域コミュニティの自走を支援**
- **優良事例や現場の悩み・課題、実情**などを汲み取り、文科省の政策に反映
- 事務局は、**情報教育・外国語教育課、教育課程課、初等中等教育企画課**

GIGA StuDX 推進チームの活動



現場とのネットワークの構築



担当地域を中心に全国の教育現場の情報を収集・発信
教育委員会等と日常的にやり取りを行う



情報交換プラットフォームの提供



地域ブロックや教科等のテーマ別に全国の教育委員会等の担当者が有益な情報交換を行い知見を深める場を構築（オンラインも積極的に活用）



StuDX Styleからの情報発信



特設ホームページ「StuDX Style」で活用事例やインタビューなどの有用な情報を随時発信



メールマガジンの配信



StuDXメールマガジンを開設し、ICT利活用を推進する教育委員会等の担当者や学校教員に有益な情報を定期配信

スタディーエックス スタイル
「StuDX Style」について

1人1台端末の活用をスタートさせる全国の教育委員会・学校に対する支援活動を展開するため、「すぐにも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる1人1台端末の活用方法に関する優良事例や本格始動に向けた対応事例などの情報発信・共有を随時行っています。



Step
1

GIGAに慣れる (文房具や教具として使えるようにする)



教師と子供が つながる

子供同士が つながる

学校と家庭が つながる

職員同士で つながる

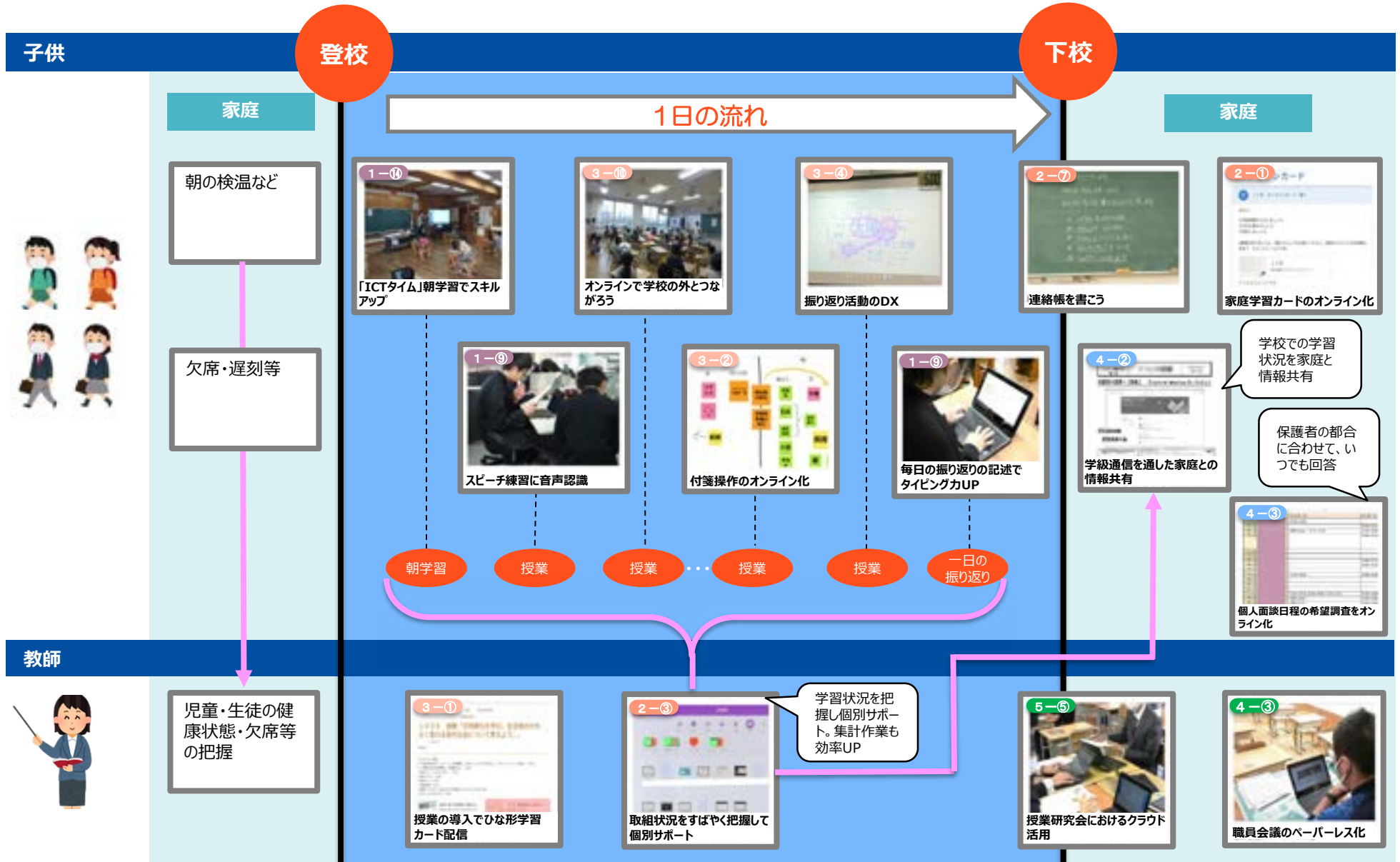
Step
2

教科等でのICT活用事例の拡充



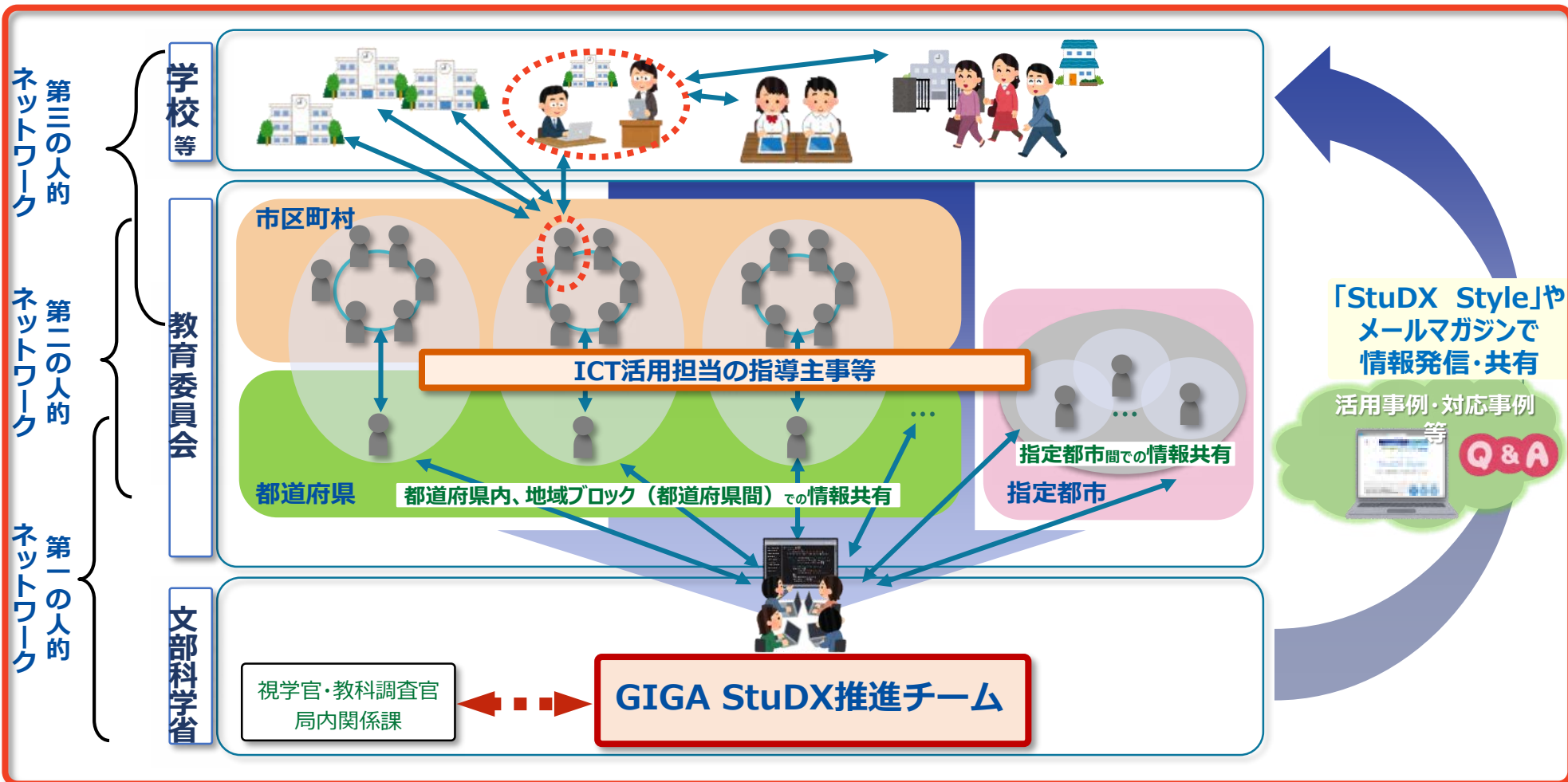
"すぐにでも" "どの教科でも" "誰でも"活かせる1人1台端末の活用シーン（例）

StuDX Styleに掲載されている事例を基に、学校や家庭における1人1台端末を活用した1日の流れ



「GIGA StuDX 推進チーム」と教育委員会・学校との情報交換プラットフォーム

文部科学省のGIGA StuDX推進チームと、各教育委員会のICT活用担当の指導主事等が人的ネットワークを構築し、学校等の取組の状況、教育委員会のサポート状況や、課題とその解決策等を双方向にやり取りしながら、文部科学省と自治体、自治体同士のつながりを強化し、全国の学校等におけるICT活用の充実につなげ、協働して「GIGAスクール構想の実現」に取り組む。



各教科等の指導におけるICTの効果的な活用について【概要】

各教科等の指導におけるICT活用の基本的な考え方

新学習指導要領に基づき、**資質・能力の三つの柱をバランスよく育成**するため、子供や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用し、**主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげる**ことが重要。

【留意点】

- 資質・能力の育成により効果的な場合に、ICTを活用する。
- 限られた学習時間を効率的に運用する観点からも、ICTを活用する。

<資質・能力の三つの柱>

学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力、
人間性等の涵養

生きて働く知識及び
技能の習得

未知の状況にも対応
できる
思考力、判断力、
表現力等の育成

各教科等における1人1台端末の活用例

国語

録画機能を活用して、スピーチをよりよいものとする

- ・タブレット型端末等を使って、スピーチの様子を録画し、観点に沿って振り返ることで課題を見付け、改善する



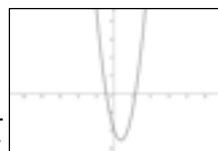
書く過程を記録し、よりよい文章作成に役立てる

- ・文章作成ソフトで文章を書き、コメント機能等を用いて助言し合う
- ・文章作成ソフトの校閲機能を用いて推敲し、データを共有する

算数、数学

関数や図形などの変化の様子を可視化して、繰り返し試行錯誤する

- ・画面上に表示した二次関数のグラフについて、式の値を変化させて動かしながら、二次関数の特徴を考察する
- ・正多角形の基本的な性質をもとに、プログラミングを通して正多角形の作図を行う



(二次関数の特徴を考察)

社会、地理歴史、公民

国内外のデータを加工して可視化したり、地図情報に統合したりして、深く分析する

- ・各自で収集したデータや地図を重ね合わせ、情報を読み取る
- ・分析した情報を、プレゼンソフトでわかりやすく加工して発表する



(国土交通省HPより引用)

理科

観察、実験を行い、動画等を使ってより深く分析・考察する

- ・観察、実験を動画等で記録することで、現象を科学的に分析し、考察を深める
- ・観察、実験のレポートやプレゼンテーション資料などを、写真やグラフを挿入するなどして、一人一人が主体的に作成する
- ・シミュレーションを活用して、観測しにくい現象を可視化し、理解を深める



※一斉学習における学習課題等の大型提示装置を活用した効果的・効率的な提示・説明などのICTの活用も、引き続き重要である

※災害や感染症の発生等により学校の臨時休業等が行われる場合においても、ICTを活用した家庭学習により、児童生徒の学びの保障が可能になる



各教科等における1人1台端末の活用例

音楽、図画工作、美術、工芸、書道

表現の可能性を広げたり、鑑賞を深めたりする

- ・タブレットPCやソフトウェアを活用した、リズムづくりや動く工作、アニメーションの制作など、表現の可能性を一層広げる
- ・各自が曲の興味のあるところを繰り返し聴くなどして、よさや美しさを味わうことや、ネットワークなどを活用して作品などについて感じたことや考えたことなどを共有する



家庭、技術・家庭

アイデアを可視化したり、実習等を振り返ったりすることで、問題解決を充実する

- ・動画等で実習・調査等を振り返り、評価・改善する
- ・3D CADを活用して設計を最適化する



情報

実習で、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを積極的に活用し、アウトプットの質と量を高める

- ・情報を統計的に処理して判断する
- ・活動や情報技術を活用して問題解決をする

生活科、総合的な学習（探究）の時間

振り返りや表現に活用し、活動への意欲を高める（生活科）

- ・対象の拡大提示や記録した情報の伝え合いから興味関心や意欲を高める
- ・取組を映像で客観的に振り返り、自ら実感しにくい活動のよさに気付く

情報の収集・整理・発信による探究の質的向上を図る（総合）

- ・実社会から多様な方法で集め、蓄えた情報から課題を設定する
- ・インターネット、電子メール、WEB通信アプリ等を活用した取材
- ・蓄積したデータから必要な情報を取捨選択し、ソフト等を用いて分析
- ・プレゼンテーション、サイトによる発信など、再構成した情報を幅広く伝える

特別支援

教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするためにICTを活用
障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するためにICTを活用

体育、保健体育

記録をデータ管理し、運動への意欲をもち、新たな課題設定に役立てる

- ・データ管理したこれまでの自己の記録を比較することで、伸びを実感したり新たな課題を設定したりする
- ・ゲームの様子を撮影した動画を見返し、次のゲームに向けての作戦を考える



外国語

海外とつながる「本物のコミュニケーション」により、発信力を高める

- ・一人一人が海外の子供とつながり、英語で交流・議論を行う
- ・ライティングの自動添削機能やスピーキングの音声認識機能を使い、アウトプットの質と量を大幅に高める



特別の教科 道徳

道徳性を養うための学習活動における効果的な活用

- ・子供が自分の考えを端末に入力し、共有して他者の考えを知りながら、それぞれの考えの根拠に基づき議論することで、多面的・多角的に考える
- ・子供が議論を通して道徳的価値の理解を深めた後、自己を見つめて考えを端末に入力し、教師がそれを把握、整理して、全体に共有する

特別活動

集団や自己の生活上の課題を解決する（学級活動・ホームルーム活動）

- ・生活場面を撮影するなど、必要な情報を収集し、学校生活や社会の問題を見いだす
- ・個人の意見を表明し意見を分類・整理する
- ・解決方法を集団として合意形成、個人として意思決定する
- ・実践を撮影して共有し、振り返りを次の課題解決につなぐ

新時代の学びを支える環境整備について
人口動態等を踏まえた学校運営等のあり方・

⑦ 新時代の学びを支える環境整備について

○ 「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境の整備を図るとともに、少人数によるきめ細かな指導体制等の検討を進め、新時代の学びを支える指導体制や必要な施設・設備の計画的な整備を図る。

→小学校の学級編制の標準を段階的に35人に引き下げる。（義務標準法を改正し、令和3年度から5年間で段階的に学級編制の標準を引き下げることとし、令和3年度予算において小学校第2学年の学級編制の標準の引下げに伴う教職員定数の改善に必要な経費を措置）

→新時代の学びに即した学校施設整備の打ち出し（令和3年度予算に計上等）

- ・「新しい生活様式」も踏まえ、子供が健やかに学習・生活できるような衛生環境整備（空調設備の設置等）
- ・多様な学習活動に対応できるオープンスペースの整備を含めた老朽施設の長寿命化対策、バリアフリー化などの促進
- ・一人一台端末環境に対応した新JIS規格の教室用机等の普及 等

⑧ 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

○ 地域の実情に応じて、各設置者が学校規模適正化の検討を行うに当たっては、教育部局だけではなく、首長部局と分野横断的な検討体制を構築し、新たな分野横断的実行計画の策定などにより、教育環境の向上とコストの最適化を図ることが必要。

→分野横断的実行計画の策定等のためのガイドライン及び事例集を作成する。

→これらの活用方策や人口動態を踏まえた効率的・効果的整備について検討を進める。（令和3年度末までに取りまとめ）あわせて、各地方公共団体における個別施設計画の内容充実等に向けて支援。

複数の高等学校の連携による教育資源の共有

○ 中山間地域や離島などの地域に立地する小規模な高等学校は自校の教育資源に限りがあるため、複数の高等学校がICTも活用して協働し、それぞれが強みを有する科目を選択的に履修することを可能化する取組を進める必要。

→複数の高等学校がICTを活用して多様な科目開設や地域社会に根ざした学びを提供するための学校間の連携協働体制を構築。

（令和3年度予算に計上）

学校施設の複合化の事例 埼玉県志木市立志木小学校

(公民館、図書館との複合施設)



普通教室棟と生涯学習棟をつなぐ2階テラスとブリッジ

- 学校規模／ 22 学級 677 名
(特別支援学級 2 学級 7 名)
- 複合施設 (床面積) ／
小学校 (10,489㎡)
公民館 (1,704㎡)
図書館 (1,034㎡)
- 整備時期／平成 15 年
- 構造／SRC 造地下 2 階地上 4 階



児童による貸出し業務体験もできるなど、複合した公共図書館を利用する児童が多い



校内のチャレンジコーナーには専門職員が厳選した図書が並び

施設整備の背景

- * 志木小学校と、近接する公民館・図書館の建物の老朽化・耐震化問題の解決策として、学社融合施設とする案が浮上。
- * 地域に開かれた学校として、児童と地域の人々が直接交流の機会をもつことで、学習の相乗効果が現れることを期待した。
- * 既存校舎のうち、北・西校舎は取り壊し、南校舎は耐震補強を残すこととした。

〇管理・運営の体制

施設	所管	管理・運営
小学校	教育委員会	教育委員会
公民館	教育委員会	教育委員会
図書館	教育委員会	教育委員会
学童保育クラブ	市長部局	市長部局

〇相互活用・交流活動

学校と社会教育施設の学社融合施設として、設備も人も活用した独自のカリキュラムにより、学習内容や活動の幅を広げる

<図書館の活用>

- ・ 小学校は、資料の豊富な公共図書館も活用可能 (本の貸出しだけでなく、1 日約 3 クラスが授業でも利用。)
- ※校内の各階には、各学年の学習状況に応じた本を揃えたチャレンジコーナーを設置

<公民館や利用者の活用>

- ・ 音楽室やPC ルーム、ホール等は共有で使用
- ・ 小学校のクラブ活動や課外活動等、公民館の利用団体が支援

〇防犯対策

児童と公民館・図書館利用者との動線はあえて明確に分けず、大人の目で児童を守るという方針で運営

<背景>

- ・ 地域で学校の児童を守ろうという意識が強い地域である (防犯対策については、あらかじめ地域と話し合い理解を得ている)
- ・ ガラス張りの壁等、見通しのよい施設であり、目が届きやすい
- ・ 教職員だけでなく複数の施設の職員と一緒に児童を見ている



見通しのよいガラス張りの校舎

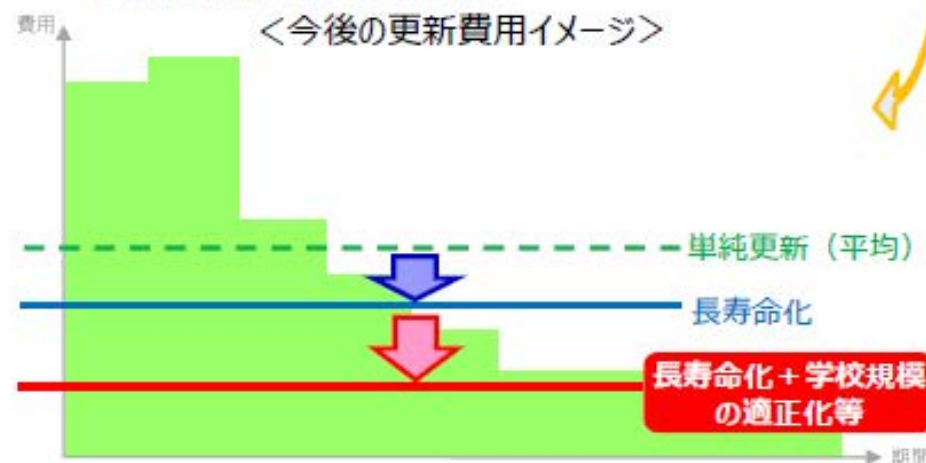
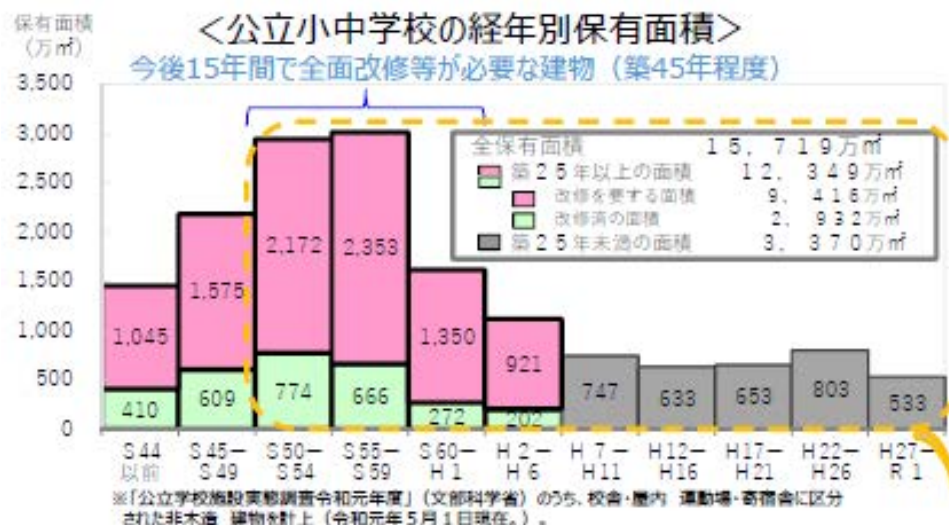


公民館の入口にある受付で利用者を確認

- ・ 公共施設の有効活用により、児童と地域の人々の学習機会も向上
- ・ 日常的に公共施設を利用したり、地域の人々と交流したりすることで、自然と社会性が身に付く

- ・ ハードとソフトを組み合わせた柔軟な防犯対策をとることで、児童の活動範囲を広げることができている

- 今後15年間に第2次ベビーブームに合わせて建築された学校施設の更新時期が到来。長寿命化改修により経費を縮減し、平準化を図るべき。
- 同時に学校規模の見直しを行うことが不可欠。教育・学校運営の質を確保するため、将来的な人口動態も見据えた学校規模の適正化（統廃合等）や社会福祉施設等、他の施設との複合化を推進していく必要。



＜公立小中学校の規模別数＞

	小規模 (～11学級)	適正規模 (12～18学級)	大規模 (19学級～)	合計
R2年度	13,189 校	8,691 校	6,628 校	28,508 校
	46 %	30 %	23 %	100 %

注1:表中の「適正規模」とは、学校教育法施行規則第41条及び79条に基づく小中学校1校当たりの標準学級数をいう。

注2:特別支援学級は含まない。

(出所) 令和2年度学校基本統計

＜小規模校のデメリット＞

①教育上

- ・ **クラス替え**が全部又は一部の学年でできない。
- ・ クラス同士が**切磋琢磨**する教育活動ができない。
- ・ **集団学習**や協働的な学習に制約が生じる。

②学校運営上

- ・ **教職員一人当たりの校務負担**や行事に関わる負担が重くなる。
- ・ 経験年数、専門性等の**バランスのとれた教職員配置**が困難となる。
- ・ 課題に**組織的に対応**することが困難となる。

(出所) 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(平成27年1月27日)

＜統合が困難な地理的等要因の有無＞



(出所) 文部科学省「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査について」(平成29年3月31日)

- 各自治体等が策定している個別施設計画においては、統廃合等を盛り込んでいない自治体が半数以上となっていることに加え、公共施設等との複合化・共用化等を検討していない自治体がそれぞれ約 8 割となっている。
- 各自治体において、首長部局と教育委員会の各部局が一体となった検討体制を構築し、新たな「横断的な実行計画」を期限を区切って策定する必要があるのではないか。

＜個別施設計画に統廃合が盛り込まれている割合等＞

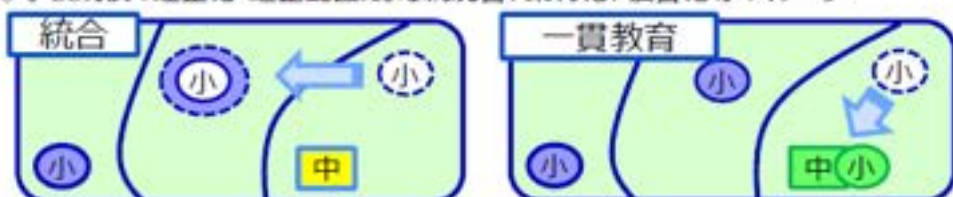
◇個別施設計画を策定済の134自治体における統廃合等の反映状況

区 分	自治体数	割合
個別施設計画策定時に統廃合等について検討していない 又は検討はしたが個別施設計画に反映していない	70	52.2%
公共施設等との複合化を検討していない	105	78.4%
学校施設以外の施設との共用化等を検討していない	106	79.1%

(出所) 令和2年度財務省予算執行調査「学校規模・配置の適正化と施設の効率的整備」

平成30年度「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」において「統廃合についての基本的考え方などの方針を検討した」と回答した自治体にアンケート調査を行った結果を基に作成（310自治体等から回答）。

◇学校規模の適正化・適正配置による統廃合、集約化、複合化等のイメージ

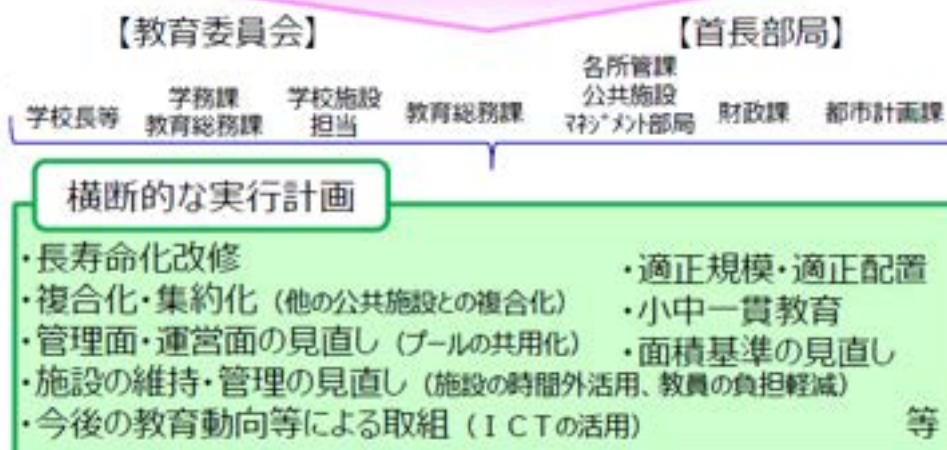


＜「横断的な実行計画」＞



現状

今後のあるべき姿



部局横断的なコストの最適化

「令和の日本型学校教育」を支える
教師の養成・確保に向けて……

⑨ Society5.0時代における教師及び教員組織の在り方について

教師のICT活用指導力の向上方策

- 教員養成課程において国から提供するICTの活用に係るコンテンツの利用を促進するとともに、大学が実践的な内容の授業を確実に実施できる仕組みを構築。
- 都道府県教育委員会等が定める育成指標において、ICT活用指導力を明確化すること等を通じ、教員研修がより体系的かつ効果的に実施。

→養成課程の学生及び現職教師のICT活用指導力の定着・向上を図るため、ICT活用指導力を身に付けさせることのできる体系的な授業が実施できているか検証を促す。（令和2年10月に通知発出、令和3年度中にフォローアップを実施予定）

→教職課程において、教科横断的なICTの活用に関する科目を新設。

（令和3年度に教育職員免許法施行規則の改正及びコアカリキュラム作成予定）

→教師向けオンライン研修プログラムの作成など、研修コンテンツの提供や都道府県における研修の更なる充実（令和3年度予算に計上）

社会人の免許状取得の促進

- 現在、教職特別課程の修業年限は1年と定められており、社会人等の勤務と学修時間の確保を両立することが困難なため、より柔軟な履修を可能とし、制度の活用を促す。

→教職特別課程の制度を活用する観点から、標準修業年限（1年）の弾力化を図る。（教育職員免許法改正事項）

教員免許更新制の実質化

- 教員免許更新制が教師や人的体制の確保に与える影響について検証するとともに、教員免許更新制や研修を巡る制度に関してより包括的な検証を実施。

→「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」（令和3年3月）の諮問を受け、制度の見直しに関する具体的な議論を実施中。

「令和の日本型学校教育」の実現を目指していく上では、本答申を踏まえ、知・徳・体のバランスのとれた資質・能力の育成に向け、引き続き状況を注視し、取組を進めていく必要がある。また、特に以下に挙げる点については、今後も改革に向けた検討が重要であるとの指摘がなされており、引き続き検討を深めつつ、方向性が定まったものについては速やかに実施する必要がある。

- ・GIGA スクール構想により整備される ICT 環境の活用と、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪として進め、個別最適な学びと協働的な学びによる「令和の日本型学校教育」を実現するための、教職員の養成・採用・研修等の在り方
- ・校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化が図られ、自主的・自立的な取組を進める学校を積極的に支援し、社会の変化に素早く的確に対応するための教育委員会の在り方、特に、教育委員会事務局の更なる機能強化や、首長部局との連携の促進、外部人材の活用等をはじめとする社会との連携等を含む教育行政の推進体制の在り方

また、子供たちの学びは幼稚園から高等学校段階で完結するものではなく、高等教育機関での学びや、実社会で活躍しながらの学び直しといった形で、人生100 年時代において学び続けることとなる。特に高等教育機関においては、初等中等教育段階における学びとの連続性に鑑み、本答申で述べた「令和の日本型学校教育」の姿や方向性等を踏まえて、高等教育においても自らの可能性を最大限に発揮し、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいけるよう、多様性と柔軟性を持った教育の実現を図ることが重要である。このため、初等中等教育と高等教育とが連携を密にしながら、学校教育全体を俯瞰した改革が進められることを期待する。(答申p92)

附則第三条

(検討)

第三条 政府は、公立の義務教育諸学校（標準法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下この条において同じ。）における教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、**多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行う**とともに、教員以外の教育活動を支援する人材（以下この条において「外部人材」という。）を活用することが重要であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、**教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。**

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について (令和3年3月12日中央教育審議会諮問)【概要】

中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【令和3年1月26日】のポイント
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、**子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割**を果たしている
- **多様な人材の確保**や教師の資質・能力の向上により**質の高い教職員集団**が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、**既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上**

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

①教師に求められる資質能力の再定義

- ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力

②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

- ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
- ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方

③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

- ・①を踏まえた教職課程の見直し
- ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
- ・免許状の区分の在り方
- ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し

④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

- ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
- ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方

⑤教師を支える環境整備

・教師を支える環境整備

・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

ご清聴ありがとうございました！